

0001

1-1 関税法総則・税額確定 > 用語・課税物件・適用法令 | 難易度：基礎

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「用語・課税物件・適用法令」。実務担当者が「国内で生産された貨物はすべて外国貨物である。」と判断した。外国貨物の定義の観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：輸出の許可を受けた貨物、または外国から本邦に到着し輸入の許可を受ける前の貨物である。
イ：保税作業貨物には課税物件確定時期が存在しない。
ウ：輸入許可を受けた貨物は常に外国貨物である。
エ：保税工場への搬入だけで輸入許可済みとなる。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。外国貨物には輸出許可済み貨物と、外国から到着して輸入許可前の貨物が含まれる。
イ：不適切。課税物件確定時期の規定がある。
ウ：不適切。輸入許可後は原則として内国貨物となる。
エ：不適切。搬入と輸入許可は別である。

総合解説：担当者の誤認は「国内で生産された貨物はすべて外国貨物である。」という点にある。正しくは「輸出の許可を受けた貨物、または外国から本邦に到着し輸入の許可を受ける前の貨物である。」。外国貨物には輸出許可済み貨物と、外国から到着して輸入許可前の貨物が含まれる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0002

1-1 関税法総則・税額確定 > 用語・課税物件・適用法令 | 難易度：標準

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「用語・課税物件・適用法令」。「内国貨物への移行」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：本邦に到着した時点。
イ：メモA：輸入の許可を受けた時点。
ウ：メモC：輸入申告書を作成した時点。
エ：メモD：保税地域に搬入した時点。

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。到着しただけでは輸入許可前である。
イ：採用できる。輸入許可前は外国貨物であり、輸入許可を受けると原則として内国貨物となる。
ウ：採用できない。申告書作成だけでは貨物区分は変わらない。
エ：採用できない。保税地域にあっても輸入許可前は外国貨物である。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。輸入許可前は外国貨物であり、輸入許可を受けると原則として内国貨物となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0003

1-1 関税法総則・税額確定 > 用語・課税物件・適用法令 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「用語・課税物件・適用法令」。担当者が「国内販売時の性質・数量を必ず用いる。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

- ア：一定の場合には輸入とみなされる。
- イ：売買契約時が一律の基準ではない。
- ウ：国内販売時が一般原則ではない。
- エ：輸入許可前の外国貨物を本邦で使用・消費する場合、法令上認められた例外を除き輸入とみなされ得る。

答え・解説

正答：ウ

- ア：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
- イ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
- ウ：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「原則として輸入申告の時の貨物の性質・数量を基礎とする。」。
- エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。関税法は例外を設けるが、一般貨物では輸入申告時の現況を基本とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0004

1-1 関税法総則・税額確定 > 用語・課税物件・適用法令 | 難易度：基礎

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「用語・課税物件・適用法令」。同じ「用語・課税物件・適用法令」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「関税法には、一般貨物とは異なる課税物件確定時期の特則が設けられている。」、事項Bは「輸出申告をしただけでは、当然に外国貨物とはならない。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

- ア：Aを採用し、Bは「輸出申告した貨物は直ちに輸入貨物となる。」と扱う。
- イ：Aは「すべて国内販売時に確定する。」と扱い、Bだけを採用する。
- ウ：Aを「すべて国内販売時に確定する。」、Bを「輸出申告した貨物は直ちに輸入貨物となる。」と扱う。
- エ：A・Bはいずれも採用する。Aは保税工場の製品等には課税物件確定時期の特則があり、すべてを輸入申告時だけで処理するわけではない。Bは関税法上、輸出の許可を受けた貨物が外国貨物に含まれるため、申告と許可を区別する。

答え・解説

正答：エ

- ア：不適切。Bについては輸出申告と輸入貨物は別概念である。
- イ：不適切。Aについては国内販売時を一律の基準とする規定ではない。
- ウ：不適切。Aは国内販売時を一律の基準とする規定ではない。Bは輸出申告と輸入貨物は別概念である。
- エ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：保税工場の製品等には課税物件確定時期の特則があり、すべてを輸入申告時だけで処理するわけではない。B：関税法上、輸出の許可を受けた貨物が外国貨物に含まれるため、申告と許可を区別する。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：保税工場の製品等には課税物件確定時期の特則があり、すべてを輸入申告時だけで処理するわけではない。B：関税法上、輸出の許可を受けた貨物が外国貨物に含まれるため、申告と許可を区別する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0005

1-1 関税法総則・税額確定 > 用語・課税物件・適用法令 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「用語・課税物件・適用法令」。結論を「原則として輸入申告の日において適用される法令による。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

- ア：一般貨物では原則として輸入申告日における法令が適用され、特則貨物には例外がある。
- イ：売買契約日が一般原則ではない。
- ウ：出港日が一律の基準ではない。
- エ：国内販売日は一般的基準ではない。

答え・解説

正答：ア

- ア：この根拠が提示された結論と直接対応する。
- イ：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
- ウ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
- エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。一般貨物では原則として輸入申告日における法令が適用され、特則貨物には例外がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0006

1-1 関税法総則・税額確定 > 用語・課税物件・適用法令 | 難易度：応用

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「用語・課税物件・適用法令」。みなし輸入を確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

- ア：処理案2：使用・消費はどの場合も輸入にならない。
- イ：処理案1：一定の場合には、その使用または消費を輸入とみなす。
- ウ：処理案3：保税地域内ならどのような使用・消費も自由である。
- エ：処理案4：輸入許可後の使用だけがみなし輸入になる。

答え・解説

正答：イ

- ア：採用できない。一定の場合には輸入とみなされる。
- イ：採用できる。輸入許可前の外国貨物を本邦で使用・消費する場合、法令上認められた例外を除き輸入とみなされ得る。
- ウ：採用できない。保税地域内でも法令上の制限がある。
- エ：採用できない。みなし輸入は輸入許可前の外国貨物が問題となる。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。輸入許可前の外国貨物を本邦で使用・消費する場合、法令上認められた例外を除き輸入とみなされ得る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0007

1-1 関税法総則・税額確定 > 用語・課税物件・適用法令 | 難易度：標準

- 実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「用語・課税物件・適用法令」。実務担当者が「輸出申告時点で必ず外国貨物となる。」と判断した。輸出申告と外国貨物の観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。
- ア：民間企業の社内規程だけが対象である。
イ：輸出申告した貨物は直ちに輸入貨物となる。
ウ：輸出申告をしただけでは、当然に外国貨物とはならない。
エ：過去問の文章だけが法的根拠となる。
- 実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「用語・課税物件・適用法令」。「課税物件確定時期と適用法令の区別」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。
- ア：メモB：両者は完全に同義である。
イ：メモC：課税物件確定時期は税率だけを定める。
ウ：メモD：適用法令は売買契約だけで決まる。
エ：メモA：貨物の性質・数量をいつの現況で捉えるかと、どの時点の法令を適用するかは別論点として区別する。

0008

1-1 関税法総則・税額確定 > 用語・課税物件・適用法令 | 難易度：基礎

答え・解説

正答：ウ

- ア：不適切。公的法令等が基準である。
イ：不適切。輸出申告と輸入貨物は別概念である。
ウ：適切。関税法上、輸出の許可を受けた貨物が外国貨物に含まれるため、申告と許可を区別する。
エ：不適切。法令等そのものが根拠である。

総合解説：担当者の誤認は「輸出申告時点で必ず外国貨物となる。」という点にある。正しくは「輸出申告をしただけでは、当然に外国貨物とはならない。」。関税法上、輸出の許可を受けた貨物が外国貨物に含まれるため、申告と許可を区別する。

答え・解説

正答：エ

- ア：採用できない。同義ではない。
イ：採用できない。性質・数量等の基礎を捉える時期に関する。
ウ：採用できない。一般に売買契約だけで決まらない。
エ：採用できる。両者は関連するが同一概念ではなく、試験では分けて判断する必要がある。
- 総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。両者は関連するが同一概念ではなく、試験では分けて判断する必要がある。

0009

1-1 関税法総則・税額確定 > 用語・課税物件・適用法令 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「用語・課税物件・適用法令」。担当者が「基準日は設定されていない。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

- ア：受験案内に基準日が示されている。
- イ：到着しただけでは輸入許可前である。
- ウ：第60回の基準日ではない。
- エ：輸入許可前は外国貨物であり、輸入許可を受けると原則として内国貨物となる。

答え・解説

正答：ア

- ア：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「令和8年7月1日。」。
- イ：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
- ウ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
- エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。第60回通関士試験は、令和8年7月1日現在施行の法令等を基準として出題範囲が示されている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0010

1-1 関税法総則・税額確定 > 用語・課税物件・適用法令 | 難易度：応用

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「用語・課税物件・適用法令」。同じ「用語・課税物件・適用法令」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「法律だけでなく、その法律に基づく政令・省令・告示・通達等も確認する。」、事項Bは「原則として輸入申告の時の貨物の性質・数量を基礎とする。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

- ア：Aを採用し、Bは「船積み時の性質・数量を必ず用いる。」と扱う。
- イ：A・Bはいずれも採用する。Aは受験案内は法律本文だけに限定せず、関連する政令・省令・告示・通達等も含む形で出題範囲を示す。Bは関税法は例外を設けるが、一般貨物では輸入申告時の現況を基本とする。
- ウ：Aは「法律本文だけで施行令は対象外である。」と扱い、Bだけを採用する。
- エ：Aを「法律本文だけで施行令は対象外である。」、Bを「船積み時の性質・数量を必ず用いる。」と扱う。

答え・解説

正答：イ

- ア：不適切。Bについては船積み時が一般原則ではない。
- イ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：受験案内は法律本文だけに限定せず、関連する政令・省令・告示・通達等も含む形で出題範囲を示す。B：関税法は例外を設けるが、一般貨物では輸入申告時の現況を基本とする。
- ウ：不適切。Aについては施行令等も対象となり得る。
- エ：不適切。Aは施行令等も対象となり得る。Bは船積み時が一般原則ではない。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：受験案内は法律本文だけに限定せず、関連する政令・省令・告示・通達等も含む形で出題範囲を示す。B：関税法は例外を設けるが、一般貨物では輸入申告時の現況を基本とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0011

1-1 関税法総則・税額確定 > 納税義務者・連帯納付義務 | 難易度：基礎

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「納税義務者・連帯納付義務」。結論を「その貨物を輸入する者。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

- ア：徴税行政を担う側である。
- イ：国外売主であることだけで原則的納税義務者にならない。
- ウ：関税は原則として輸入貨物の輸入者が納付義務を負う。
- エ：通関士個人が当然に納税義務者となるわけではない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
- イ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
- ウ：この根拠が提示された結論と直接対応する。
- エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。関税は原則として輸入貨物の輸入者が納付義務を負う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0012

1-1 関税法総則・税額確定 > 納税義務者・連帯納付義務 | 難易度：標準

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「納税義務者・連帯納付義務」。通関業者の原則的立場を確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

- ア：処理案2：代理した時点で輸入者の納税義務は消滅する。
- イ：処理案3：通関士個人が必ず全額を負担する。
- ウ：処理案4：国外の売主が必ず日本の関税を負担する。
- エ：処理案1：代理しただけで通関業者が当然に本来の納税義務者になるわけではない。

答え・解説

正答：エ

- ア：採用できない。輸入者の義務が当然に消えない。
- イ：採用できない。そのような一般原則はない。
- ウ：採用できない。原則的納税義務者は輸入者である。
- エ：採用できる。通関業者は通常は輸入者の代理人であり、法定の特別な場合にのみ補完的納税義務が問題となる。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。通関業者は通常は輸入者の代理人であり、法定の特別な場合にのみ補完的納税義務が問題となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0013

1-1 関税法総則・税額確定 > 納税義務者・連帯納付義務 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「納税義務者・連帯納付義務」。実務担当者が「委託者を明らかにできる場合ほど連帯義務が成立する。」と判断した。通関業者の補完的納税義務の観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

- ア：輸入許可等後に不足税額があり、輸入者とされた者の住所等が明らかでない等の事情があり、通関業者が委託者を明らかにできないなど法定要件を満たす場合。
- イ：代理した通関業者だけが常に輸入者となる。
- ウ：一度でも通関を代理すれば常に連帯する。
- エ：輸入者本人が通関士資格者でなければならない。

答え・解説

正答：ア

- ア：適切。関税法第13条の3の補完的納税義務は限定的な法定要件を満たす場合に成立する。
- イ：不適切。代理人と輸入者は別概念である。
- ウ：不適切。代理だけでは足りない。
- エ：不適切。そのような資格要件はない。

総合解説：担当者の誤認は「委託者を明らかにできる場合ほど連帯義務が成立する。」という点にある。正しくは「輸入許可等後に不足税額があり、輸入者とされた者の住所等が明らかでない等の事情があり、通関業者が委託者を明らかにできないなど法定要件を満たす...」。関税法第13条の3の補完的納税義務は限定的な法定要件を満たす場合に成立する。

0014

1-1 関税法総則・税額確定 > 納税義務者・連帯納付義務 | 難易度：基礎

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「納税義務者・連帯納付義務」。「倉主責任」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

- ア：メモB：亡失すれば関税関係は必ず消滅する。
- イ：メモA：一定の場合、保税地域の被許可者等から当該外国貨物に係る関税が徴収される。
- ウ：メモC：必ず国外の売主だけが納税する。
- エ：メモD：税関職員が私費で負担する。

答え・解説

正答：イ

- ア：採用できない。当然には消滅しない。
- イ：採用できる。保税制度では貨物管理責任が重く、亡失等について被許可者等に関税負担が生じる仕組みがある。
- ウ：採用できない。保税地域の管理責任に基づく徴収がある。
- エ：採用できない。そのような制度ではない。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。保税制度では貨物管理責任が重く、亡失等について被許可者等に関税負担が生じる仕組みがある。

0015

1-1 関税法総則・税額確定 > 納税義務者・連帯納付義務 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「納税義務者・連帯納付義務」。担当者が「被許可者は一切責任を負わない。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

- ア：当然には免責されない。
- イ：連帯債務にそのような一律の順序はない。
- ウ：被許可者の管理責任も重要である。
- エ：連帯納付義務は、一定の関係者に同一債務の履行責任を負わせ、徴収確保を図る制度である。

答え・解説

正答：ウ

ア：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
イ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
ウ：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「法定の場合、具体的な貨物管理者が被許可者と連帯して納税義務を負うことがある。」。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。総合保税地域では被許可者に加え、現実の貨物管理者にも一定の連帯納税義務が生じ得る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0016

1-1 関税法総則・税額確定 > 納税義務者・連帯納付義務 | 難易度：応用

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「納税義務者・連帯納付義務」。同じ「納税義務者・連帯納付義務」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「代理によって通関業者が当然に貨物の輸入者へ置き換わるわけではない。」、事項Bは「本来の輸入者からの徴収が困難となる特定の場合に、通関関係を把握する者にも責任を負わせて徴収を確保するため。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

- ア：Aを採用し、Bは「通関業者の報酬を国へ移転するため。」と扱う。
- イ：Aは「輸入者は貨物所有者と必ず同一である。」と扱い、Bだけを採用する。
- ウ：Aを「輸入者は貨物所有者と必ず同一である。」、Bを「通関業者の報酬を国へ移転するため。」と扱う。
- エ：A・Bはいずれも採用する。Aは通関業者は手続を代理できるが、輸入者という申告主体とは区別される。Bは通関業者の連帯義務は一般的な代理責任ではなく、限定場面での徴収確保を目的とする。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。Bについては制度目的ではない。
イ：不適切。Aについては所有権だけで一律には決まらない。
ウ：不適切。Aは所有権だけで一律には決まらない。Bは制度目的ではない。
エ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：通関業者は手続を代理できるが、輸入者という申告主体とは区別される。B：通関業者の連帯義務は一般的な代理責任ではなく、限定場面での徴収確保を目的とする。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：通関業者は手続を代理できるが、輸入者という申告主体とは区別される。B：通関業者の連帯義務は一般的な代理責任ではなく、限定場面での徴収確保を目的とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0017

1-1 関税法総則・税額確定 > 納税義務者・連帯納付義務 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「納税義務者・連帯納付義務」。結論を「原則的な輸入者のほか、保税制度や用途外使用等の一定事実に応じて特別の納税義務者が定められる場合がある。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

ア：関税法・関税定率法には輸入者以外に関税負担を生じさせる特則がある。
イ：特別の納税義務者がある。
ウ：法令上の要件に基づく。
エ：代金支払者だけで決まらない。

答え・解説

正答：ア

ア：この根拠が提示された結論と直接対応する。
イ：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
ウ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。関税法・関税定率法には輸入者以外に関税負担を生じさせる特則がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0018

1-1 関税法総則・税額確定 > 納税義務者・連帯納付義務 | 難易度：基礎

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「納税義務者・連帯納付義務」。連帯納付義務の効果を確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

ア：処理案2：義務者ごとに別の関税を新設して税額を何倍にもする制度である。
イ：処理案1：法定要件を満たす複数の義務者に、同一の関税債務について納付責任を負わせる制度である。
ウ：処理案3：当事者の口約束だけで税関が自由に作れる。
エ：処理案4：連帯義務が成立すると元の義務者は必ず免責される。

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。同一債務の履行責任の問題である。
イ：採用できる。連帯納付義務は、一定の関係者に同一債務の履行責任を負わせ、徴収確保を図る制度である。
ウ：採用できない。法令上の根拠が必要である。
エ：採用できない。当然には免責されない。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。連帯納付義務は、一定の関係者に同一債務の履行責任を負わせ、徴収確保を図る制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0019

1-1 関税法総則・税額確定 > 納税義務者・連帯納付義務 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「納税義務者・連帯納付義務」。実務担当者が「通関士試験受験者に納税させるため。」と判断した。補完的納税義務の趣旨の観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：代理した時点で輸入者の納税義務は消滅する。
イ：通関業者の報酬を国へ移転するため。
ウ：本来の輸入者からの徴収が困難となる特定の場合に、通関関係を把握する者にも責任を負わせて徴収を確保するため。
エ：通関士個人が必ず全額を負担する。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。輸入者の義務が当然に消えない。
イ：不適切。制度目的ではない。
ウ：適切。通関業者の連帯義務は一般的な代理責任ではなく、限定場面での徴収確保を目的とする。
エ：不適切。そのような一般原則はない。

総合解説：担当者の誤認は「通関士試験受験者に納税させるため。」という点にある。正しくは「本来の輸入者からの徴収が困難となる特定の場合に、通関関係を把握する者にも責任を負わせて徴収を確保するため。」。通関業者の連帯義務は一般的な代理責任ではなく、限定場面での徴収確保を目的とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0020

1-1 関税法総則・税額確定 > 納税義務者・連帯納付義務 | 難易度：応用

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「納税義務者・連帯納付義務」。「通関業者連帯義務の事例判断」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：代理しただけで必ず連帯義務を負う。
イ：メモC：委託者を明らかにできるほど連帯義務が強くなる。
ウ：メモD：関税不足は税関職員が連帯して納付する。
エ：メモA：少なくとも「委託者を明らかにできない」という要件を欠くため、その点を理由とする通関業者の補完的連帯義務は成立しない。

答え・解説

正答：エ

ア：採用できない。代理だけでは成立しない。
イ：採用できない。要件の理解が逆である。
ウ：採用できない。そのような義務はない。
エ：採用できる。関税法第13条の3は複数の要件を置き、委託者を明らかにできる場合は要件の一つを満たさない。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。関税法第13条の3は複数の要件を置き、委託者を明らかにできる場合は要件の一つを満たさない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0021

1-1 関税法総則・税額確定 > 申告納税方式・賦課課税方式・税額確定 | 難易度：基礎

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「申告納税方式・賦課課税方式・税額確定」。担当者が「税関が申告を待たず常に自由裁量で税額を決める方式である。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

ア：申告納税方式の説明ではない。
イ：属性だけで決まらない。
ウ：日本の関税の方式ではない。
エ：両方式は、誰のどの行為によって税額が確定するかという制度構造が異なる。

答え・解説

正答：ア

ア：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「納税義務者が課税標準や税額等を申告し、その申告を基礎として税額が確定する仕組みである。」。
イ：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
ウ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。申告納税方式では納税申告が税額確定の出発点となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0022

1-1 関税法総則・税額確定 > 申告納税方式・賦課課税方式・税額確定 | 難易度：標準

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「申告納税方式・賦課課税方式・税額確定」。同じ「申告納税方式・賦課課税方式・税額確定」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「納税申告は原則として輸入申告書に課税標準・税額等を記載して行う。」、事項Bは「一定の承認を受けた輸入者等が利用でき、通常の輸入申告と納税申告の時期を分離できる特例を含む。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

ア：Aを採用し、Bは「税関への申告を一切不要にする制度である。」と扱う。
イ：A・Bはいずれも採用する。Aは関税法第7条は通常の納税申告を輸入申告書に必要事項を記載して提出する形で行うことを定める。Bは特例申告はAEO制度と関連し、一定要件の下で迅速な貨物引取りと事後的な納税申告を可能にする。
ウ：Aは「輸入申告には課税標準や税額を一切記載しない。」と扱い、Bだけを採用する。
エ：Aを「輸入申告には課税標準や税額を一切記載しない。」、Bを「税関への申告を一切不要にする制度である。」と扱う。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。Bについては申告自体がなくなる制度ではない。
イ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：関税法第7条は通常の納税申告を輸入申告書に必要事項を記載して提出する形で行うことを定める。B：特例申告はAEO制度と関連し、一定要件の下で迅速な貨物引取りと事後的な納税申告を可能にする。
ウ：不適切。Aについては必要事項を記載する。
エ：不適切。Aは必要事項を記載する。Bは申告自体がなくなる制度ではない。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：関税法第7条は通常の納税申告を輸入申告書に必要事項を記載して提出する形で行うことを定める。B：特例申告はAEO制度と関連し、一定要件の下で迅速な貨物引取りと事後的な納税申告を可能にする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0023

1-1 関税法総則・税額確定 > 申告納税方式・賦課課税方式・税額確定 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「申告納税方式・賦課課税方式・税額確定」。結論を「法令で対象とされる関税について、税関長の賦課決定等により税額を確定する方式である。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

ア：申告納税方式の説明に近い。
イ：関税の税額確定方式である。
ウ：賦課課税方式は、納税者の申告だけでなく税関長の処分によって税額が確定する。
エ：税額を確定する方式である。

答え・解説

正答：ウ

ア：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
イ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
ウ：この根拠が提示された結論と直接対応する。
エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。賦課課税方式は、納税者の申告だけでなく税関長の処分によって税額が確定する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0024

1-1 関税法総則・税額確定 > 申告納税方式・賦課課税方式・税額確定 | 難易度：基礎

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「申告納税方式・賦課課税方式・税額確定」。二つの税額確定方式の区別を確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

ア：処理案2：海上輸送か航空輸送かだけで区別する。
イ：処理案3：法人か個人かだけで区別する。
ウ：処理案4：税率が10%を超えるかだけで区別する。
エ：処理案1：納税者の申告を基礎に確定するか、税関長の賦課処分により確定するかを区別する。

答え・解説

正答：エ

ア：採用できない。輸送手段だけで決まらない。
イ：採用できない。属性だけで決まらない。
ウ：採用できない。税率水準だけで決まらない。
エ：採用できる。両方式は、誰のどの行為によって税額が確定するかという制度構造が異なる。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。両方式は、誰のどの行為によって税額が確定するかという制度構造が異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0025

1-1 関税法総則・税額確定 > 申告納税方式・賦課課税方式・税額確定 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「申告納税方式・賦課課税方式・税額確定」。実務担当者が「輸出申告だけの制度である。」と判断した。特例申告の位置づけの観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：一定の承認を受けた輸入者等が利用でき、通常の輸入申告と納税申告の時期を分離できる特例を含む。
イ：税額確定方式は貨物保管場所だけを定める。
ウ：税関への申告を一切不要にする制度である。
エ：税額確定と納付は完全に同一の行為である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。特例申告はAEO制度と関連し、一定要件の下で迅速な貨物引取りと事後的な納税申告を可能にする。
イ：不適切。税額の確定方法の問題である。
ウ：不適切。申告自体がなくなる制度ではない。
エ：不適切。制度上は別段階である。

総合解説：担当者の誤認は「輸出申告だけの制度である。」という点にある。正しくは「一定の承認を受けた輸入者等が利用でき、通常の輸入申告と納税申告の時期を分離できる特例を含む。」。特例申告はAEO制度と関連し、一定要件の下で迅速な貨物引取りと事後的な納税申告を可能にする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0026

1-1 関税法総則・税額確定 > 申告納税方式・賦課課税方式・税額確定 | 難易度：応用

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「申告納税方式・賦課課税方式・税額確定」。「税関の教示」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：申告納税方式では税関は一切情報提供できない。
イ：メモA：納税義務者等から関税率表の所属、税率、課税標準等の教示を求められたとき、適切な教示に努める。
ウ：メモC：税関が輸入者に代わって売買契約を締結する。
エ：メモD：税関は税額を必ずゼロと教示する。

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。適切な教示に努める。
イ：採用できる。関税法第7条は申告納税制度の適正運用のため税関が必要な教示に努めることとしている。
ウ：採用できない。そのような役割ではない。
エ：採用できない。事実・法令に基づく教示を行う。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。関税法第7条は申告納税制度の適正運用のため税関が必要な教示に努めることとしている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0027

1-1 関税法総則・税額確定 > 申告納税方式・賦課課税方式・税額確定 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「申告納税方式・賦課課税方式・税額確定」。担当者が「一度申告すれば税関は誤りを訂正できない。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

ア：修正申告・更正等がある。
イ：税額の誤りは更正等では正できる。
ウ：申告後の是正制度がある。
エ：申告納税制度では自主申告が中心だが、誤りを是正する制度も組み込まれている。

答え・解説

正答：ウ

ア：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
イ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
ウ：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「法令上の要件に従い、税関長が更正を行うことがある。」。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。申告納税方式でも申告が常に最終確定するわけではなく、誤りは修正申告や更正等では正され得る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0028

1-1 関税法総則・税額確定 > 申告納税方式・賦課課税方式・税額確定 | 難易度：基礎

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「申告納税方式・賦課課税方式・税額確定」。同じ「申告納税方式・賦課課税方式・税額確定」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「税額をいくらと確定するかという段階と、確定した税額を実際に納付する段階は区別される。」、事項Bは「納税義務者が課税標準や税額等を申告し、その申告を基礎として税額が確定する仕組みである。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

ア：Aを採用し、Bは「関税額が必ずゼロになる方式である。」と扱う。
イ：Aは「納付は税額確定前にしか行えない。」と扱い、Bだけを採用する。
ウ：Aを「納付は税額確定前にしか行えない。」、Bを「関税額が必ずゼロになる方式である。」と扱う。
エ：A・Bはいずれも採用する。Aは関税法では税額の確定方式と納付・徴収の手続を区別している。Bは申告納税方式では納税申告が税額確定の出発点となる。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。Bについては税額の有無とは別の確定方式である。
イ：不適切。Aについては一般化できない。
ウ：不適切。Aは一般化できない。Bは税額の有無とは別の確定方式である。
エ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：関税法では税額の確定方式と納付・徴収の手続を区別している。B：申告納税方式では納税申告が税額確定の出発点となる。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：関税法では税額の確定方式と納付・徴収の手続を区別している。B：申告納税方式では納税申告が税額確定の出発点となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0029

1-1 関税法総則・税額確定 > 申告納税方式・賦課課税方式・税額確定 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「申告納税方式・賦課課税方式・税額確定」。結論を「対象貨物・事実が法令上、申告納税方式と賦課課税方式のどちらに分類されるかを確認する。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

ア：方式は納税者の自由選択ではなく、関税法が対象類型を定めている。
イ：法令上の区分に従う。
ウ：法令の要件に基づく。
エ：税率ゼロだけで方式は決まらない。

答え・解説

正答：ア

ア：この根拠が提示された結論と直接対応する。
イ：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
ウ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。方式は納税者の自由選択ではなく、関税法が対象類型を定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0030

1-1 関税法総則・税額確定 > 申告納税方式・賦課課税方式・税額確定 | 難易度：応用

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「申告納税方式・賦課課税方式・税額確定」。申告納税方式の流れを確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

ア：処理案2：税関が到着前に必ず最終税額を一方的に決め、輸入者は申告しない。
イ：処理案1：輸入者等が輸入申告とともに必要な納税申告を行い、その申告を基礎に税額が確定し、必要に応じ修正申告・更正等で是正される。
ウ：処理案3：輸入許可後は税額の誤りを一切直せない。
エ：処理案4：納税申告をすれば輸入申告や許可は不要になる。

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。一般の申告納税方式ではない。
イ：採用できる。申告納税制度では自主申告が中心だが、誤りを是正する制度も組み込まれている。
ウ：採用できない。修正申告・更正等がある。
エ：採用できない。輸入通関手続は別途必要である。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。申告納税制度では自主申告が中心だが、誤りを是正する制度も組み込まれている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0031

1-2 納付・徴収・救済 > 修正申告・更正・決定・更正請求 | 難易度：基礎

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「修正申告・更正・決定・更正請求」。実務担当者が「更正の請求で税額をさらに減らす。」と判断した。修正申告の基本の観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：修正申告は税関長だけが行い、更正は輸入者だけが行う。
イ：輸出申告を行う。
ウ：修正申告により不足額を是正する。
エ：両者は名称が違っただけで法的に同一である。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。主体の関係が逆である。
イ：不適切。輸出申告は納税申告の誤りを是正する手続ではない。
ウ：適切。申告税額が過少であった場合は、納税者側から修正申告を行って是正できる。
エ：不適切。法的性質と主体が異なる。

総合解説：担当者の誤認は「更正の請求で税額をさらに減らす。」という点にある。正しくは「修正申告により不足額を是正する。」。申告税額が過少であった場合は、納税者側から修正申告を行って是正できる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0032

1-2 納付・徴収・救済 > 修正申告・更正・決定・更正請求 | 難易度：標準

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「修正申告・更正・決定・更正請求」。「更正の請求の基本」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：修正申告。
イ：メモC：保税運送承認。
ウ：メモD：輸出許可申請。
エ：メモA：更正の請求。

答え・解説

正答：エ

ア：採用できない。修正申告は一般に申告税額を増額する方向の是正に用いる。
イ：採用できない。保税運送の手続であり税額は正ではない。
ウ：採用できない。輸出手続であり税額の減額は正ではない。
エ：採用できる。更正の請求は、納税申告した課税標準・税額が過大であった場合に減額更正を求める手続である。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。更正の請求は、納税申告した課税標準・税額が過大であった場合に減額更正を求める手続である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0033

1-2 納付・徴収・救済 > 修正申告・更正・決定・更正請求 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「修正申告・更正・決定・更正請求」。担当者が「期間制限は一切ない。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

- ア：法定の期間制限がある。
- イ：修正申告は納税者が行う申告である。
- ウ：原則5年以内である。
- エ：税関のQ&Aは修正申告の勧奨自体は任意である一方、非違があれば更正等で是正され得ると説明している。

答え・解説

正答：ア

ア：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「輸入の許可を受けた日から5年以内。」。
イ：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
ウ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。税関の案内では、更正の請求は原則として輸入許可日から5年以内とされている。

0034

1-2 納付・徴収・救済 > 修正申告・更正・決定・更正請求 | 難易度：基礎

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「修正申告・更正・決定・更正請求」。同じ「修正申告・更正・決定・更正請求」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「修正申告は納税者が自ら申告を是正する手続であり、更正は税関長が申告内容を是正する処分である。」、事項Bは「法定期間内であれば、更正の請求によって減額更正を求めることができる。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

- ア：Aを採用し、Bは「必ず輸出申告に切り替える。」と扱う。
- イ：A・Bはいずれも採用する。Aは誰が行う是正かを区別すると理解しやすい。Bは税関Q&Aは、修正申告をした後でも、過大申告と考える場合には更正の請求が可能と説明している。
- ウ：Aは「どちらも必ず裁判所が行う。」と扱い、Bだけを採用する。
- エ：Aを「どちらも必ず裁判所が行う。」、Bを「必ず輸出申告に切り替える。」と扱う。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。Bについては税額は正と輸出申告は別である。
イ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：誰が行う是正かを区別すると理解しやすい。B：税関Q&Aは、修正申告をした後でも、過大申告と考える場合には更正の請求が可能と説明している。
ウ：不適切。Aについては裁判所が行う税額は正手続ではない。
エ：不適切。Aは裁判所が行う税額は正手続ではない。Bは税額は正と輸出申告は別である。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：誰が行う是正かを区別すると理解しやすい。B：税関Q&Aは、修正申告をした後でも、過大申告と考える場合には更正の請求が可能と説明している。

0035

1-2 納付・徴収・救済 > 修正申告・更正・決定・更正請求 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「修正申告・更正・決定・更正請求」。結論を「本来申告すべき課税標準・税額等の申告がない場合に、税関長が法令に基づき税額等を確定する処分である。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

ア：更正の請求の説明に近い。
イ：事前教示とは別制度である。
ウ：更正が提出済み申告の誤りを直すのに対し、決定は申告がない場合の税額確定に関わる。
エ：税額確定に関する決定とは異なる。

答え・解説

正答：ウ

ア：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
イ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
ウ：この根拠が提示された結論と直接対応する。
エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。更正が提出済み申告の誤りを直すのに対し、決定は申告がない場合の税額確定に関わる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0036

1-2 納付・徴収・救済 > 修正申告・更正・決定・更正請求 | 難易度：応用

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「修正申告・更正・決定・更正請求」。修正申告勧奨の性質を確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

ア：処理案2：勧奨を受けた瞬間に自動的に修正申告が成立する。
イ：処理案3：勧奨を断れば関税法が適用されなくなる。
ウ：処理案4：勧奨を受けると必ず輸入許可が無効になる。
エ：処理案1：修正申告の勧奨に応じるかは輸入者の判断であり、応じない場合は必要に応じて税関長が更正を行うことがある。

答え・解説

正答：エ

ア：採用できない。修正申告は納税者が行う申告である。
イ：採用できない。法的な正の可能性は残る。
ウ：採用できない。そのような一般ルールではない。
エ：採用できる。税関のQ&Aは修正申告の勧奨自体は任意である一方、非違があれば更正等で是正され得ると説明している。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。税関のQ&Aは修正申告の勧奨自体は任意である一方、非違があれば更正等で是正され得ると説明している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0037

1-2 納付・徴収・救済 > 修正申告・更正・決定・更正請求 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「修正申告・更正・決定・更正請求」。実務担当者が「修正申告を一度すると一切の是正手段がなくなる。」と判断した。修正申告後の減額是正の観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：法定期間内であれば、更正の請求によって減額更正を求めることができる。
イ：税額が多くても少なくとも常に更正の請求だけを使う。
ウ：必ず輸出申告に切り替える。
エ：申告がなくても税関長は決定できない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。税関Q&Aは、修正申告をした後でも、過大申告と考える場合には更正の請求が可能と説明している。
イ：不適切。増額是正と減額是正は区別される。
ウ：不適切。税額は正と輸出申告は別である。
エ：不適切。無申告の場合の決定制度がある。

総合解説：担当者の誤認は「修正申告を一度すると一切の是正手段がなくなる。」という点にある。正しくは「法定期間内であれば、更正の請求によって減額更正を求めることができる。」。税関Q&Aは、修正申告をした後でも、過大申告と考える場合には更正の請求が可能と説明している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0038

1-2 納付・徴収・救済 > 修正申告・更正・決定・更正請求 | 難易度：基礎

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「修正申告・更正・決定・更正請求」。「増額方向の是正」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：更正の請求。
イ：メモA：修正申告。
ウ：メモC：事前教示。
エ：メモD：蔵入承認。

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。税額を減らす方向の是正手続であり本件と逆である。
イ：採用できる。申告税額が不足している場合は、納税者側から修正申告して増額は正するのが基本である。
ウ：採用できない。将来の取扱いを照会する制度であり、既済申告の増額は正ではない。
エ：採用できない。保税蔵置の手続であり税額は正ではない。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。申告税額が不足している場合は、納税者側から修正申告して増額は正するのが基本である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0039

1-2 納付・徴収・救済 > 修正申告・更正・決定・更正請求 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「修正申告・更正・決定・更正請求」。担当者が「税額に関係なく保税地域の地図だけを出せば足りる。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

ア：修正申告は一般に申告税額を増額する方向の是正に用いる。
イ：必要事項や根拠資料が求められる。
ウ：請求の根拠となる資料が必要である。
エ：更正の請求は、納税申告した課税標準・税額が過大であった場合に減額更正を求める手続である。

答え・解説

正答：ウ

ア：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
イ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
ウ：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「正しいと考える税額や請求理由を示し、その理由の基礎となる事実を証明する書類を提出する。」。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。更正の請求は単なる希望ではなく、減額を求める根拠を示して行う正式な手続である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0040

1-2 納付・徴収・救済 > 修正申告・更正・決定・更正請求 | 難易度：応用

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「修正申告・更正・決定・更正請求」。同じ「修正申告・更正・決定・更正請求」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「申告済み税額の不足は修正申告・更正、申告がない場合は決定、申告税額が過大なら更正の請求というように状況ごとに区別する。」、事項Bは「輸入の許可を受けた日から5年以内。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

ア：Aを採用し、Bは「輸入許可日から30年以内。」と扱う。
イ：Aは「すべての誤りは輸出申告で訂正する。」と扱い、Bだけを採用する。
ウ：Aを「すべての誤りは輸出申告で訂正する。」、Bを「輸入許可日から30年以内。」と扱う。
エ：A・Bはいずれも採用する。Aは申告の有無、誤りの方向、誰が是正するかを軸に整理すると判断しやすい。Bは税関の案内では、更正の請求は原則として輸入許可日から5年以内とされている。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。Bについては原則期間と異なる。
イ：不適切。Aについては税額は正には専用手続がある。
ウ：不適切。Aは税額は正には専用手続がある。Bは原則期間と異なる。
エ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：申告の有無、誤りの方向、誰が是正するかを軸に整理すると判断しやすい。B：税関の案内では、更正の請求は原則として輸入許可日から5年以内とされている。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：申告の有無、誤りの方向、誰が是正するかを軸に整理すると判断しやすい。B：税関の案内では、更正の請求は原則として輸入許可日から5年以内とされている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0041

1-2 納付・徴収・救済 > 納期限・延滞税・加算税・担保 | 難易度：基礎

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「納期限・延滞税・加算税・担保」。結論を「法令で定める納期限までに、確定した関税を納付する必要がある。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

ア：関税は税額確定後、法定の納期限に従って納付する。特例や延長制度は別途要件を確認する。
イ：関税にも納期限の規定がある。
ウ：法定の納期限がある。
エ：一律に10年後ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：この根拠が提示された結論と直接対応する。
イ：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
ウ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。関税は税額確定後、法定の納期限に従って納付する。特例や延長制度は別途要件を確認する。

0042

1-2 納付・徴収・救済 > 納期限・延滞税・加算税・担保 | 難易度：標準

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「納期限・延滞税・加算税・担保」。納期限延長制度を確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

ア：処理案2：蔵入承認だけ。
イ：処理案1：関税等の納期限延長制度。
ウ：処理案3：輸出許可の取消し。
エ：処理案4：品目分類の事前教示。

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。蔵入承認は保税蔵置に関する制度である。
イ：採用できる。一定の要件の下で、関税等の納期限を延長する制度が設けられている。
ウ：採用できない。納期限延長制度ではない。
エ：採用できない。税番・税率等の照会制度で、納期限延長とは別である。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。一定の要件の下で、関税等の納期限を延長する制度が設けられている。

0043

1-2 納付・徴収・救済 > 納期限・延滞税・加算税・担保 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「納期限・延滞税・加算税・担保」。実務担当者が「貨物の運送保険料の一種である。」と判断した。延滞税の性質の観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：単純な入力ミスが1円でもあれば必ず重加算税になる。
イ：税関検査を受けただけで必ず課される税である。
ウ：本税が法定の納期限までに完納されない場合に、遅延期間等に応じて付加される附帯税である。
エ：納期限前に正確に納付した場合でも必ず課される。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。隠蔽・仮装等の法定要件が必要である。
イ：不適切。検査を受けただけで発生するものではない。
ウ：適切。延滞税は納付遅延に伴う負担であり、申告内容の不正そのものに対する制裁とは区別される。
エ：不適切。そのような一般ルールではない。

総合解説：担当者の誤認は「貨物の運送保険料の一種である。」という点にある。正しくは「本税が法定の納期限までに完納されない場合などに、遅延期間等に応じて付加される附帯税である。」。延滞税は納付遅延に伴う負担であり、申告内容の不正そのものに対する制裁とは区別される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0044

1-2 納付・徴収・救済 > 納期限・延滞税・加算税・担保 | 難易度：基礎

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「納期限・延滞税・加算税・担保」。納期限・延滞税・加算税・担保の確認会議で、過少申告加算税に関する実務メモを1つ採用する。法令上最も適切な記載はどれか。

ア：メモB：申告額が正確でも必ず全件に課される。
イ：メモC：貨物が海上輸送なら必ず課される。
ウ：メモD：輸出貨物の運賃に課される地方税である。
エ：メモA：申告納税方式で申告した税額が過少で、後に修正申告や更正で増額される場合などに、法定要件の下で課される附帯税である。

答え・解説

正答：エ

ア：採用できない。法定の発生要件が必要である。
イ：採用できない。輸送手段だけでは決まらない。
ウ：採用できない。関税に関する附帯税である。
エ：採用できる。過少申告加算税は申告の適正性を確保するための附帯税で、単なる納付遅延に対する延滞税とは区別される。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。過少申告加算税は申告の適正性を確保するための附帯税で、単なる納付遅延に対する延滞税とは区別される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0045

1-2 納付・徴収・救済 > 納期限・延滞税・加算税・担保 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「納期限・延滞税・加算税・担保」。担当者が「延滞税は品目分類、加算税は貨物保管料である。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

- ア：いずれもその説明ではない。
イ：申告手続は必要である。
ウ：過少申告等の法定要件による。
エ：AEO制度では、コンプライアンスが確保された事業者に対し、特例申告等で担保負担を緩和する仕組みがある。

答え・解説

正答：ア

ア：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「延滞税は主として納付の遅延に対応し、過少申告加算税は申告税額が過少だったことに対応する。」。
イ：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
ウ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。両者は発生原因が異なり、要件を満たせば併存することもあるため区別して理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0046

1-2 納付・徴収・救済 > 納期限・延滞税・加算税・担保 | 難易度：応用

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「納期限・延滞税・加算税・担保」。同じ「納期限・延滞税・加算税・担保」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「課税標準等の基礎となる事実を隠蔽・仮装するなど、法定の重い要件がある場合に加重して課される附帯税である。」、事項Bは「過少申告に対応する加算税と、納付遅延に対応する延滞税を別々の要件で検討する。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

- ア：Aを採用し、Bは「どちらか一方の原因しか検討してはならない。」と扱う。
イ：A・Bはいずれも採用する。Aは重加算税は単純な計算ミスすべてに自動適用されるものではなく、隠蔽・仮装等の要件が重要である。Bは同じ事案でも申告の誤りと納付の遅れは別原因なので、それぞれの附帯税要件を検討する。
ウ：Aは「税関からの還付金の名称である。」と扱い、Bだけを採用する。
エ：Aを「税関からの還付金の名称である。」、Bを「どちらか一方の原因しか検討してはならない。」と扱う。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。Bについては異なる要件の附帯税が問題となり得る。
イ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：重加算税は単純な計算ミスすべてに自動適用されるものではなく、隠蔽・仮装等の要件が重要である。B：同じ事案でも申告の誤りと納付の遅れは別原因なので、それぞれの附帯税要件を検討する。
ウ：不適切。Aについては附帯税であり還付金ではない。
エ：不適切。Aは附帯税であり還付金ではない。Bは異なる要件の附帯税が問題となり得る。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：重加算税は単純な計算ミスすべてに自動適用されるものではなく、隠蔽・仮装等の要件が重要である。B：同じ事案でも申告の誤りと納付の遅れは別原因なので、それぞれの附帯税要件を検討する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0047

1-2 納付・徴収・救済 > 納期限・延滞税・加算税・担保 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「納期限・延滞税・加算税・担保」。結論を「納期限延長や特定の保税・減免制度等で、将来の関税債権の確保を図るために求められることがある。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

ア：品目分類とは別である。
イ：違反の免責制度ではない。
ウ：担保は関税等の保全のための手段であり、制度ごとに提供の要否・条件が定められる。
エ：関税債権の保全手段である。

0048

1-2 納付・徴収・救済 > 納期限・延滞税・加算税・担保 | 難易度：基礎

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「納期限・延滞税・加算税・担保」。AEOと担保緩和を確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

ア：処理案2：特例申告ではどのような場合も必ず担保を二重に提供する。
イ：処理案3：AEO制度は担保と一切関係しない。
ウ：処理案4：担保を提供すれば輸入申告自体が不要になる。
エ：処理案1：関税等の保全のために必要がある場合を除き、担保提供が不要となる取扱いがある。

答え・解説

正答：ウ

ア：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
イ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
ウ：この根拠が提示された結論と直接対応する。
エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。担保は関税等の保全のための手段であり、制度ごとに提供の要否・条件が定められる。

答え・解説

正答：エ

ア：採用できない。必要がある場合を除き不要となる取扱いがある。
イ：採用できない。担保緩和は制度上の便益の一つである。
ウ：採用できない。申告手続は必要である。
エ：採用できる。AEO制度では、コンプライアンスが確保された事業者に対し、特例申告等で担保負担を緩和する仕組みがある。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。AEO制度では、コンプライアンスが確保された事業者に対し、特例申告等で担保負担を緩和する仕組みがある。

0049

1-2 納付・徴収・救済 > 納期限・延滞税・加算税・担保 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「納期限・延滞税・加算税・担保」。実務担当者が「税関検査を受けていれば附帯税は必ず免除される。」と判断した。附帯税の原因別判断の観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：過少申告に対応する加算税と、納付遅延に対応する延滞税を別々の要件で検討する。
イ：蔵入承認だけ。
ウ：どちらか一方の原因しか検討してはならない。
エ：輸出許可の取消し。

0050

1-2 納付・徴収・救済 > 納期限・延滞税・加算税・担保 | 難易度：応用

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「納期限・延滞税・加算税・担保」。「納付・附帯税・担保の総合整理」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：すべて貨物のHSコードを決める同一制度である。
イ：メモA：本税の納期限、納付遅延に伴う延滞税、申告違反に伴う加算税、関税債権を保全する担保は、それぞれ別制度として要件を確認する。
ウ：メモC：担保を出せば納期限も附帯税もすべて消滅する。
エ：メモD：延滞税と担保は常に同額でなければならない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。同じ事案でも申告の誤りと納付の遅れは別原因なので、それぞれの附帯税要件を検討する。
イ：不適切。蔵入承認は保税蔵置に関する制度である。
ウ：不適切。異なる要件の附帯税が問題となり得る。
エ：不適切。納期限延長制度ではない。

総合解説：担当者の誤認は「税関検査を受けていれば附帯税は必ず免除される。」という点にある。正しくは「過少申告に対応する加算税と、納付遅延に対応する延滞税を別々の要件で検討する。」。同じ事案でも申告の誤りと納付の遅れは別原因なので、それぞれの附帯税要件を検討する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。機能が異なる。
イ：採用できる。「いつ払うか」「遅れたか」「申告に問題があるか」「徴収をどう保全するか」に分けると整理しやすい。
ウ：採用できない。担保は万能な免責制度ではない。
エ：採用できない。そのような一般原則はない。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。「いつ払うか」「遅れたか」「申告に問題があるか」「徴収をどう保全するか」に分けると整理しやすい。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0051

1-2 納付・徴収・救済 > 還付・徴収・不服申立て | 難易度：基礎

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「還付・徴収・不服申立て」。担当者が「過誤納金は国が必ず永久に保有する。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

- ア：法定の不服申立手続である。
- イ：輸出申告が一律の要件ではない。
- ウ：還付等の制度がある。
- エ：関税法では一定の税関長の処分について、税関長への再調査の請求を認めている。

答え・解説

正答：ウ

ア：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
イ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
ウ：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「法令に基づき、還付または必要な充当の手続を行う。」。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。過誤納金については関税法に還付・充当の仕組みが設けられている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0052

1-2 納付・徴収・救済 > 還付・徴収・不服申立て | 難易度：標準

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「還付・徴収・不服申立て」。同じ「還付・徴収・不服申立て」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「輸入者が更正の請求を行い、減額更正等により過納額が確定すれば還付につながる。」、事項Bは「財務大臣。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

- ア：Aを採用し、Bは「通関士試験の試験委員。」と扱う。
- イ：Aは「更正の請求と還付は完全に同じ処分である。」と扱い、Bだけを採用する。
- ウ：Aを「更正の請求と還付は完全に同じ処分である。」、Bを「通関士試験の試験委員。」と扱う。
- エ：A・Bはいずれも採用する。Aは更正の請求は税額を減額する是正手続であり、過納額確定後の還付と区別して理解する。Bは税関長の処分に対する審査請求は、法令上、財務大臣に対して行う。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。Bについては審査請求先ではない。
イ：不適切。Aについては是正手続と金銭返還の段階は区別される。
ウ：不適切。Aは是正手続と金銭返還の段階は区別される。Bは審査請求先ではない。
エ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：更正の請求は税額を減額する是正手続であり、過納額確定後の還付と区別して理解する。B：税関長の処分に対する審査請求は、法令上、財務大臣に対して行う。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：更正の請求は税額を減額する是正手続であり、過納額確定後の還付と区別して理解する。B：税関長の処分に対する審査請求は、法令上、財務大臣に対して行う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0053

1-2 納付・徴収・救済 > 還付・徴収・不服申立て | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「還付・徴収・不服申立て」。結論を「法令に基づき督促や滞納処分などの徴収手続が問題となる。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

- ア：関税には納付を確保するための督促・滞納処分等の徴収手続が設けられている。
- イ：徴収手続がある。
- ウ：そのような制度ではない。
- エ：徴収手続とは別である。

答え・解説

正答：ア

- ア：この根拠が提示された結論と直接対応する。
- イ：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
- ウ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
- エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。関税には納付を確保するための督促・滞納処分等の徴収手続が設けられている。

0054

1-2 納付・徴収・救済 > 還付・徴収・不服申立て | 難易度：基礎

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「還付・徴収・不服申立て」。再調査の請求を確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

- ア：処理案2：外国の裁判所に必ず申し立てる手続である。
- イ：処理案1：処分を行った税関長に対して、行政不服審査制度に基づき再検討を求める手続である。
- ウ：処理案3：通関業者の社内会議だけを指す。
- エ：処理案4：処分に不服があっても再調査の請求は一切できない。

答え・解説

正答：イ

- ア：採用できない。国内の行政不服申立制度である。
- イ：採用できる。関税法では一定の税関長の処分について、税関長への再調査の請求を認めている。
- ウ：採用できない。法定の不服申立手続である。
- エ：採用できない。法定の対象処分について可能である。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。関税法では一定の税関長の処分について、税関長への再調査の請求を認めている。

0055

1-2 納付・徴収・救済 > 還付・徴収・不服申立て | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「還付・徴収・不服申立て」。実務担当者が「貨物の船会社。」と判断した。審査請求の相手方の観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：取消訴訟は貨物の運送会社だけが提起できる。
イ：通関士試験の試験委員。
ウ：財務大臣。
エ：税関処分は裁判所で争うことが絶対にできない。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。法定要件を満たす者が提起する。
イ：不適切。審査請求先ではない。
ウ：適切。税関長の処分に対する審査請求は、法令上、財務大臣に対して行う。
エ：不適切。一定の場合に取消訴訟が可能である。

総合解説：担当者の誤認は「貨物の船会社。」という点にある。正しくは「財務大臣。」。税関長の処分に対する審査請求は、法令上、財務大臣に対して行う。

0056

1-2 納付・徴収・救済 > 還付・徴収・不服申立て | 難易度：応用

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「還付・徴収・不服申立て」。「不服申立期間」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：通知から必ず3日以内。
イ：メモC：通知から20年以内。
ウ：メモD：期間制限は一切ない。
エ：メモA：処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内。

答え・解説

正答：エ

ア：採用できない。一般的な教示期間と異なる。
イ：採用できない。一般的な教示期間と異なる。
ウ：採用できない。法定期間がある。
エ：採用できる。税関の不服申立て教示では、原則として通知を受けた日の翌日から3か月以内とされている。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。税関の不服申立て教示では、原則として通知を受けた日の翌日から3か月以内とされている。

0057

1-2 納付・徴収・救済 > 還付・徴収・不服申立て | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「還付・徴収・不服申立て」。担当者が「必ず通関業者の許可を返納する。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

ア：不服申立ての次段階とは無関係である。
イ：事前教示は将来の取扱いを照会する制度である。
ウ：救済手続ではない。
エ：自己申告の是正と行政処分への不服申立ては異なる制度なので、対象行為から選ぶ必要がある。

答え・解説

正答：ア

ア：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「法定期間内に財務大臣へ審査請求する。」。
イ：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
ウ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。再調査後も不服が残る場合には、財務大臣への審査請求という次段階の救済が用意されている。

0058

1-2 納付・徴収・救済 > 還付・徴収・不服申立て | 難易度：基礎

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「還付・徴収・不服申立て」。同じ「還付・徴収・不服申立て」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「一定の要件の下で、国を被告として処分の取消訴訟を提起することができる。」、事項Bは「法令に基づき、還付または必要な充当の手続を行う。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

ア：Aを採用し、Bは「過誤納金は貨物の保管料に自動転換される。」と扱う。
イ：A・Bはいずれも採用する。Aは行政不服申立ての後、法定の要件・期間に従って取消訴訟を提起できる仕組みがある。Bは過誤納金については関税法に還付・充当の仕組みが設けられている。
ウ：Aは「取消訴訟の被告は必ず国外の売主である。」と扱い、Bだけを採用する。
エ：Aを「取消訴訟の被告は必ず国外の売主である。」、Bを「過誤納金は貨物の保管料に自動転換される。」と扱う。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。Bについてはそのような一般制度ではない。
イ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：行政不服申立ての後、法定の要件・期間に従って取消訴訟を提起できる仕組みがある。B：過誤納金については関税法に還付・充当の仕組みが設けられている。
ウ：不適切。Aについては行政処分の取消訴訟では国が被告となる。
エ：不適切。Aは行政処分の取消訴訟では国が被告となる。Bはそのような一般制度ではない。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：行政不服申立ての後、法定の要件・期間に従って取消訴訟を提起できる仕組みがある。 B：過誤納金については関税法に還付・充当の仕組みが設けられている。

0059

1-2 納付・徴収・救済 > 還付・徴収・不服申立て | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「還付・徴収・不服申立て」。結論を「修正申告自体に対して不服申立てはできないが、過大だったと考える場合は更正の請求を利用できる。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

ア：修正申告自体は不服申立ての対象ではない。
イ：一定期間内の更正の請求が可能である。
ウ：自ら行う修正申告は行政処分ではないため不服申立ての対象とはならない一方、減額は正には更正の請求がある。
エ：納税者が行う申告である。

答え・解説

正答：ウ

ア：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
イ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
ウ：この根拠が提示された結論と直接対応する。
エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。自ら行う修正申告は行政処分ではないため不服申立ての対象とはならない一方、減額は正には更正の請求がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0060

1-2 納付・徴収・救済 > 還付・徴収・不服申立て | 難易度：応用

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「還付・徴収・不服申立て」。救済手段の総合整理を確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

ア：処理案2：どのケースも必ず輸出申告をする。
イ：処理案3：どのケースも必ず事前教示を使う。
ウ：処理案4：すべて口頭抗議だけで法的効果が生じる。
エ：処理案1：自分の申告が過大なら更正の請求、税関長の処分に不服なら再調査の請求・審査請求等というように、対象が自己申告が行政処分かで区別する。

答え・解説

正答：エ

ア：採用できない。救済制度とは別である。
イ：採用できない。事前教示は将来の取扱いを照会する制度である。
ウ：採用できない。法定の手続を利用する必要がある。
エ：採用できる。自己申告の是正と行政処分への不服申立ては異なる制度なので、対象行為から選ぶ必要がある。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。自己申告の是正と行政処分への不服申立ては異なる制度なので、対象行為から選ぶ必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0061

1-3 輸出入通関・保税 > 輸出入申告・許可・検査 | 難易度：基礎

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「輸出入申告・許可・検査」。実務担当者が「税関への申告なしで自由に輸出入できる。」と判断した。輸出入申告の基本の観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：税関長に申告し、必要な検査を経て、その許可を受ける。
イ：検査は貨物の販売促進のために行う。
ウ：船会社の承認だけで輸入許可に代えられる。
エ：輸入者が検査済みと自己宣言すれば税関検査に代えられる。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。関税法第67条は、輸出入について申告・必要な検査・許可という基本枠組みを定めている。
イ：不適切。通関の適正性確保が目的である。
ウ：不適切。税関長の許可が必要である。
エ：不適切。税関が必要な検査を行う。

総合解説：担当者の誤認は「税関への申告なしで自由に輸出入できる。」という点にある。正しくは「税関長に申告し、必要な検査を経て、その許可を受ける。」。関税法第67条は、輸出入について申告・必要な検査・許可という基本枠組みを定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0062

1-3 輸出入通関・保税 > 輸出入申告・許可・検査 | 難易度：標準

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「輸出入申告・許可・検査」。輸出入申告・許可・検査の事前点検で、申告者に関する社内メモを確認する。採用すべき記載として最も適切なものはどれか。

ア：メモB：必ず通関士個人だけが申告者となる。
イ：メモA：貨物を輸出し、または輸入しようとする者が申告者となる。
ウ：メモC：税関職員が輸入者に代わって申告者となる。
エ：メモD：外国の売主だけが申告者になれる。

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。輸出者・輸入者が申告主体であり、通関業者は代理できる。
イ：採用できる。通関業者が代理する場合でも、申告主体である輸出者・輸入者との区別が必要である。
ウ：採用できない。税関は審査・許可する側である。
エ：採用できない。輸入しようとする者が申告者となる。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。通関業者が代理する場合でも、申告主体である輸出者・輸入者との区別が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0063

1-3 輸出入通関・保税 > 輸出入申告・許可・検査 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「輸出入申告・許可・検査」。担当者が「申告前に必ず輸入許可が完了している。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

- ア：輸入者等の負担である。
- イ：申告と許可は別である。
- ウ：通常は申告後に審査・許可される。
- エ：税関検査に付随する貨物の運送や開梱・再梱包は、輸入者等が手配・負担する。

答え・解説

正答：ウ

ア：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
イ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
ウ：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「申告をしただけでは輸入許可を受けたことにはならず、税関の審査・必要な検査等を経て許可される。」。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。申告は許可を求める手続の開始であり、申告と許可は別段階である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0064

1-3 輸出入通関・保税 > 輸出入申告・許可・検査 | 難易度：基礎

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「輸出入申告・許可・検査」。同じ「輸出入申告・許可・検査」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「申告内容の適正性や輸入規制への適合等を確認するため、税関が必要と認める場合に行う。」、事項Bは「輸入申告等の際に、関係法令上の許可・承認等を受けていることを税関に証明する必要がある場合がある。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

- ア：Aを採用し、Bは「関税を払えば他法令の許可はすべて不要になる。」と扱う。
- イ：Aは「すべての貨物を同一方法で100%開梱することが必須である。」と扱い、Bだけを採用する。
- ウ：Aを「すべての貨物を同一方法で100%開梱することが必須である。」、Bを「関税を払えば他法令の許可はすべて不要になる。」と扱う。
- エ：A・Bはいずれも採用する。Aは税関検査は輸入通関の審査の一環であり、申告内容や貨物の確認に用いられる。Bは税関は他法令規制についても輸入許可前に必要な確認を行うため、許可等の証明が求められる。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。Bについては関税納付と他法令許可は別である。
イ：不適切。Aについては検査方法や対象は一律ではない。
ウ：不適切。Aは検査方法や対象は一律ではない。Bは関税納付と他法令許可は別である。
エ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：税関検査は輸入通関の審査の一環であり、申告内容や貨物の確認に用いられる。B：税関は他法令規制についても輸入許可前に必要な確認を行うため、許可等の証明が求められる。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：税関検査は輸入通関の審査の一環であり、申告内容や貨物の確認に用いられる。B：税関は他法令規制についても輸入許可前に必要な確認を行うため、許可等の証明が求められる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0065

1-3 輸出入通関・保税 > 輸出入申告・許可・検査 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「輸出入申告・許可・検査」。結論を「税関長の許可が必要で、所定の許可手数料が必要となる場合がある。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

ア：税関の案内では、指定地外で検査を行うには許可を受け、許可手数料を納付する必要があるとされる。
イ：指定地外検査には許可が必要である。
ウ：許可を受けて行う制度がある。
エ：税関長の許可が必要である。

答え・解説

正答：ア

ア：この根拠が提示された結論と直接対応する。
イ：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
ウ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。税関の案内では、指定地外で検査を行うには許可を受け、許可手数料を納付する必要があるとされる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0066

1-3 輸出入通関・保税 > 輸出入申告・許可・検査 | 難易度：応用

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「輸出入申告・許可・検査」。検査に伴う費用負担を確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

ア：処理案2：すべて税関職員が私費で負担する。
イ：処理案1：輸入者等が必要な手配を行い、その費用を負担する。
ウ：処理案3：船会社が法律上必ず無償で負担する。
エ：処理案4：国外の政府が必ず負担する。

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。輸入者等の負担である。
イ：採用できる。税関検査に付随する貨物の運送や開梱・再梱包は、輸入者等が手配・負担する。
ウ：採用できない。一律に船会社負担ではない。
エ：採用できない。そのような一般ルールはない。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。税関検査に付随する貨物の運送や開梱・再梱包は、輸入者等が手配・負担する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0067

1-3 輸出入通関・保税 > 輸出入申告・許可・検査 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「輸出入申告・許可・検査」。実務担当者が「他法令の規制は税関手続と一切関係しない。」と判断した。他法令の許可等の観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：いずれも国外の税務署だけが許可する。
イ：関税を払えば他法令の許可はすべて不要になる。
ウ：輸入申告等の際に、関係法令上の許可・承認等を受けていることを税関に証明する必要がある場合がある。
エ：いずれも通関士試験合格者本人だけが行える。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。日本の税関が手続を行う。
イ：不適切。関税納付と他法令許可は別である。
ウ：適切。税関は他法令規制についても輸入許可前に必要な確認を行うため、許可等の証明が求められる。
エ：不適切。輸出入者本人等が行い、通関業者が代理できる。

総合解説：担当者の誤認は「他法令の規制は税関手続と一切関係しない。」という点にある。正しくは「輸入申告等の際に、関係法令上の許可・承認等を受けていることを税関に証明する必要がある場合がある。」。税関は他法令規制についても輸入許可前に必要な確認を行うため、許可等の証明が求められる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0068

1-3 輸出入通関・保税 > 輸出入申告・許可・検査 | 難易度：基礎

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「輸出入申告・許可・検査」。「申告内容を裏付ける資料」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：輸入者の広告デザインを評価するため。
イ：メモC：船員の勤務表だけを作成するため。
ウ：メモD：国内販売価格を税関が必ず決めるため。
エ：メモA：品目分類、課税標準、税額、他法令適合など申告内容を確認するため。

答え・解説

正答：エ

ア：採用できない。通関審査の目的ではない。
イ：採用できない。申告内容の審査目的と異なる。
ウ：採用できない。申告内容の確認が主目的である。
エ：採用できる。輸入通関では申告内容を裏付ける資料により、貨物・価格・取引内容等を確認する。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。輸入通関では申告内容を裏付ける資料により、貨物・価格・取引内容等を確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0069

1-3 輸出入通関・保税 > 輸出入申告・許可・検査 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「輸出入申告・許可・検査」。担当者が「許可前引取りは輸出貨物だけの制度である。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

- ア：輸入貨物に関する制度である。
- イ：税関事務管理人制度等がある。
- ウ：税関長の承認等が必要である。
- エ：非居住者等であっても一律に申告不可ではなく、税関事務管理人制度が設けられている。

答え・解説

正答：ア

ア：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「一定の要件の下で税関長の承認を受け、関税額確定前等に貨物を引き取ることができる制度がある。」。
イ：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
ウ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。輸入許可前引取りは例外的制度であり、通常の輸入許可とは別の承認要件や担保等が問題となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0070

1-3 輸出入通関・保税 > 輸出入申告・許可・検査 | 難易度：応用

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「輸出入申告・許可・検査」。同じ「輸出入申告・許可・検査」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「いずれも税関長への申告を行い、必要な審査・検査を経て許可を受ける。」、事項Bは「税関長に申告し、必要な検査を経て、その許可を受ける。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

- ア：Aを採用し、Bは「船会社の承認だけで輸入許可に代えられる。」と扱う。
- イ：A・Bはいずれも採用する。Aは関税法第67条は輸出・輸入を共通の基本枠組みで規定している。Bは関税法第67条は、輸出入について申告・必要な検査・許可という基本枠組みを定めている。
- ウ：Aは「いずれも税関の関与なしに完結する。」と扱い、Bだけを採用する。
- エ：Aを「いずれも税関の関与なしに完結する。」、Bを「船会社の承認だけで輸入許可に代えられる。」と扱う。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。Bについては税関長の許可が必要である。
イ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：関税法第67条は輸出・輸入を共通の基本枠組みで規定している。B：関税法第67条は、輸出入について申告・必要な検査・許可という基本枠組みを定めている。
ウ：不適切。Aについては税関への申告・許可が基本である。
エ：不適切。Aは税関への申告・許可が基本である。Bは税関長の許可が必要である。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：関税法第67条は輸出・輸入を共通の基本枠組みで規定している。B：関税法第67条は、輸出入について申告・必要な検査・許可という基本枠組みを定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0071

1-3 輸出入通関・保税 > 輸出入申告・許可・検査 | 難易度：基礎

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「輸出入申告・許可・検査」。結論を「関税法上の申告者は輸出入しようとする者であり、貨物の所有権だけで一律に申告資格が決まるわけではない。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

ア：所有権だけで一律には決まらない。
イ：運送人であることだけでは決まらない。
ウ：申告者は輸出入を行う者を基礎に判断し、所有権だけを唯一の基準としない。
エ：そのような一律の国籍要件ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
イ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
ウ：この根拠が提示された結論と直接対応する。
エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。申告者は輸出入を行う者を基礎に判断し、所有権だけを唯一の基準としない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0072

1-3 輸出入通関・保税 > 輸出入申告・許可・検査 | 難易度：標準

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「輸出入申告・許可・検査」。非居住者と税関事務管理人を確認する場で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

ア：処理案2：本邦に住所がなければどの方法でも輸入申告できない。
イ：処理案3：税関職員が自動的に税関事務管理人となる。
ウ：処理案4：国外の売主が日本の税関長になる。
エ：処理案1：一定の場合、税関事務管理人を定め、税関関係手続等を処理させることができる。

答え・解説

正答：エ

ア：採用できない。税関事務管理人制度等がある。
イ：採用できない。そのような自動制度ではない。
ウ：採用できない。制度上あり得ない。
エ：採用できる。非居住者等であっても一律に申告不可ではなく、税関事務管理人制度が設けられている。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。非居住者等であっても一律に申告不可ではなく、税関事務管理人制度が設けられている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0073

1-3 輸出入通関・保税 > 特例申告・AEO・事前教示 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「特例申告・AEO・事前教示」。実務担当者が「関税をすべて廃止する。」と判断した。AEO制度の目的の観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：国際物流のセキュリティ確保と貿易円滑化を両立する。
イ：船会社が関税率を確定する制度である。
ウ：すべての貨物検査を永久に禁止する。
エ：必ず関税を免除する制度である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。AEO制度は、法令遵守と貨物管理の体制を整えた事業者に通関上の便益を与え、安全確保と円滑化を両立させる。
イ：不適切。税関への照会制度である。
ウ：不適切。リスク管理の下で簡素化・迅速化を図る制度である。
エ：不適切。取扱いを事前に確認する制度である。

総合解説：担当者の誤認は「関税をすべて廃止する。」という点にある。正しくは「国際物流のセキュリティ確保と貿易円滑化を両立する。」。AEO制度は、法令遵守と貨物管理の体制を整えた事業者に通関上の便益を与え、安全確保と円滑化を両立させる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0074

1-3 輸出入通関・保税 > 特例申告・AEO・事前教示 | 難易度：基礎

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「特例申告・AEO・事前教示」。「AEO事業者の類型」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：通関士試験受験者だけ。
イ：メモA：特例輸入者、特定輸出者、認定通関業者など。
ウ：メモC：国内の一般消費者だけ。
エ：メモD：税関職員だけ。

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。資格試験受験者という類型ではない。
イ：採用できる。AEO制度には輸入者・輸出者・倉庫・運送者・製造者・通関業者等の各類型がある。
ウ：採用できない。国際物流に関わる事業者制度である。
エ：採用できない。税関職員をAEO事業者として認定する制度ではない。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。AEO制度には輸入者・輸出者・倉庫・運送者・製造者・通関業者等の各類型がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0075

1-3 輸出入通関・保税 > 特例申告・AEO・事前教示 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「特例申告・AEO・事前教示」。担当者が「品目分類を輸入者が自由に選べる。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

- ア：文書回答の方が申告審査で尊重される取扱いを受ける。
- イ：申告・納税義務がなくなる制度ではない。
- ウ：品目分類は法令に従う。
- エ：税関は文書による事前教示と、口頭・通常のEメール照会の取扱いを区別している。

答え・解説

正答：ウ

ア：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
イ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
ウ：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「一定の要件の下で、貨物の引取りと納税申告のタイミングを分離し、迅速な物流に資する。」。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。特例申告では、承認を受けた事業者が貨物を迅速に引き取った後、特例申告を行う仕組みがある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0076

1-3 輸出入通関・保税 > 特例申告・AEO・事前教示 | 難易度：応用

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「特例申告・AEO・事前教示」。同じ「特例申告・AEO・事前教示」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「輸入予定貨物の関税分類や関税率等について、輸入前に税関へ照会し回答を受ける制度である。」、事項Bは「輸入予定貨物に関する課税価格の決定上の法令適用・解釈など。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

- ア：Aを採用し、Bは「貨物の国内広告表現の良否。」と扱う。
- イ：Aは「輸入後にしか利用できない制度である。」と扱い、Bだけを採用する。
- ウ：Aを「輸入後にしか利用できない制度である。」、Bを「貨物の国内広告表現の良否。」と扱う。
- エ：A・Bはいずれも採用する。Aは事前教示により、輸入前に税番・税率等を確認し、適正かつ迅速な申告に役立てることができる。Bは関税評価の事前教示は、輸入前に価格加算要素等を含む評価上の取扱いを照会できる制度である。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。Bについては関税評価の対象ではない。
イ：不適切。Aについては輸入前の照会制度である。
ウ：不適切。Aは輸入前の照会制度である。Bは関税評価の対象ではない。
エ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：事前教示により、輸入前に税番・税率等を確認し、適正かつ迅速な申告に役立てることができる。B：関税評価の事前教示は、輸入前に価格加算要素等を含む評価上の取扱いを照会できる制度である。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：事前教示により、輸入前に税番・税率等を確認し、適正かつ迅速な申告に役立てることができる。B：関税評価の事前教示は、輸入前に価格加算要素等を含む評価上の取扱いを照会できる制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0077

1-3 輸出入通関・保税 > 特例申告・AEO・事前教示 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「特例申告・AEO・事前教示」。結論を「回答書発出後3年間、法令改正等の例外を除き、輸入申告の審査で回答内容が尊重される。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

ア：文書回答には一定期間、申告審査で尊重される取扱いがあり、口頭回答との重要な違いである。
イ：一定期間尊重される。
ウ：法令改正等により取扱いが変わる場合がある。
エ：回答は照会された事実関係を前提とする。

答え・解説

正答：ア

ア：この根拠が提示された結論と直接対応する。
イ：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
ウ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。文書回答には一定期間、申告審査で尊重される取扱いがあり、口頭回答との重要な違いである。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0078

1-3 輸出入通関・保税 > 特例申告・AEO・事前教示 | 難易度：基礎

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「特例申告・AEO・事前教示」。口頭・Eメール事前教示を確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

ア：処理案2：口頭回答の方が文書回答より必ず強い効力を持つ。
イ：処理案1：原則として、文書回答と同じように輸入申告の審査で尊重される取扱いにはならない。
ウ：処理案3：Eメールで質問すればすべて正式な文書回答と同じになる。
エ：処理案4：電話やEメールで質問すること自体が禁止されている。

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。文書回答の方が申告審査で尊重される取扱いを受ける。
イ：採用できる。税関は文書による事前教示と、口頭・通常のEメール照会の取扱いを区別している。
ウ：採用できない。原則として同じ取扱いではない。
エ：採用できない。照会は可能だが取扱いが異なる。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。税関は文書による事前教示と、口頭・通常のEメール照会の取扱いを区別している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0079

1-3 輸出入通関・保税 > 特例申告・AEO・事前教示 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「特例申告・AEO・事前教示」。実務担当者が「通関士試験の可否。」と判断した。関税評価の事前教示の観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：事前教示を受ければ自動的にAEO事業者になる。
イ：貨物の国内広告表現の良否。
ウ：輸入予定貨物に関する課税価格の決定上の法令適用・解釈など。
エ：AEOになれば品目分類を自由に決められる。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。AEOには別途承認・認定要件がある。
イ：不適切。関税評価の対象ではない。
ウ：適切。関税評価の事前教示は、輸入前に価格加算要素等を含む評価上の取扱いを照会できる制度である。
エ：不適切。法令に従う必要がある。

総合解説：担当者の誤認は「通関士試験の可否。」という点にある。正しくは「輸入予定貨物に関する課税価格の決定上の法令適用・解釈など。」。関税評価の事前教示は、輸入前に価格加算要素等を含む評価上の取扱いを照会できる制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0080

1-3 輸出入通関・保税 > 特例申告・AEO・事前教示 | 難易度：応用

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「特例申告・AEO・事前教示」。「原産地の事前教示」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：貨物の国内販売価格を自由に決める。
イ：メモC：輸入者の法人税率を決める。
ウ：メモD：輸送船の航路を税関に決めてもらう。
エ：メモA：輸入予定貨物が特定の原産地規則を満たすか等を輸入前に確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：採用できない。原産地事前教示の目的ではない。
イ：採用できない。関税上の原産地確認とは別である。
ウ：採用できない。原産地判定の制度ではない。
エ：採用できる。EPAや特惠税率の適用判断では原産地が重要で、事前教示を利用して取扱いを確認できる。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。EPAや特惠税率の適用判断では原産地が重要で、事前教示を利用して取扱いを確認できる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0081

1-3 輸出入通関・保税 > 特例申告・AEO・事前教示 | 難易度：基礎

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「特例申告・AEO・事前教示」。担当者が「事前教示を受ければ輸入申告そのものが不要になる。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

- ア：輸入申告は必要である。
- イ：資格試験受験者という類型ではない。
- ウ：正式回答できない類型がある。
- エ：AEO制度には輸入者・輸出者・倉庫・運送者・製造者・通関業者等の各類型がある。

答え・解説

正答：ア

ア：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「具体的な事実関係や必要資料が不十分な場合などには、正式な文書回答の対象とならないことがある。」。
イ：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
ウ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。事前教示は具体的な輸入予定貨物・取引を前提に税関の見解を示す制度であり、照会内容には一定の要件がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0082

1-3 輸出入通関・保税 > 特例申告・AEO・事前教示 | 難易度：標準

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「特例申告・AEO・事前教示」。同じ「特例申告・AEO・事前教示」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「AEOは法令遵守体制を備えた事業者の承認・認定制度、特例申告は輸入申告・納税の特例、事前教示は輸入前に税関の取扱いを照会す...」、事項Bは「一定の要件の下で、貨物の引取りと納税申告のタイミングを分離し、迅速な物流に資する。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

- ア：Aを採用し、Bは「輸出貨物の関税を新設する制度である。」と扱う。
- イ：A・Bはいずれも採用する。Aは三者は関連するが目的と機能が異なるため、事業者認定・申告特例・事前照会に分けて整理する。Bは特例申告では、承認を受けた事業者が貨物を迅速に引き取った後、特例申告を行う仕組みがある。
- ウ：Aは「三者はすべて同じ制度の別名である。」と扱い、Bだけを採用する。
- エ：Aを「三者はすべて同じ制度の別名である。」、Bを「輸出貨物の関税を新設する制度である。」と扱う。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。Bについては輸入の特例申告に関する制度である。
イ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：三者は関連するが目的と機能が異なるため、事業者認定・申告特例・事前照会に分けて整理する。B：特例申告では、承認を受けた事業者が貨物を迅速に引き取った後、特例申告を行う仕組みがある。
ウ：不適切。Aについては機能が異なる。
エ：不適切。Aは機能が異なる。Bは輸入の特例申告に関する制度である。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：三者は関連するが目的と機能が異なるため、事業者認定・申告特例・事前照会に分けて整理する。B：特例申告では、承認を受けた事業者が貨物を迅速に引き取った後、特例申告を行う仕組みがある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0083

1-3 輸出入通関・保税 > 保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等」。結論を「輸入許可前の外国貨物等を、関税等を課さない状態で法令に従って蔵置・加工等するための区域・場所を設ける。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

ア：外国貨物の管理を中心とする制度である。
イ：関税法の管理下に置かれる。
ウ：保税制度は、外国貨物を輸入許可前の状態で適正に管理しながら国際物流・加工等を可能にする。
エ：所有権移転が目的ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
イ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
ウ：この根拠が提示された結論と直接対応する。
エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。保税制度は、外国貨物を輸入許可前の状態で適正に管理しながら国際物流・加工等を可能にする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0084

1-3 輸出入通関・保税 > 保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等 | 難易度：基礎

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等」。保税地域の種類を確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

ア：処理案2：特例輸入者、特定輸出者、認定通関業者。
イ：処理案3：税関、裁判所、商工会議所、銀行。
ウ：処理案4：輸出者、輸入者、荷受人、荷送人。
エ：処理案1：指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場、総合保税地域。

答え・解説

正答：エ

ア：採用できない。AEO事業者の類型であり保税地域の種類ではない。
イ：採用できない。保税地域の法定類型ではない。
ウ：採用できない。当事者の類型であり保税地域の種類ではない。
エ：採用できる。関税法上、機能の異なる複数の保税地域が定められている。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。関税法上、機能の異なる複数の保税地域が定められている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0085

1-3 輸出入通関・保税 > 保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等」。実務担当者が「国外へ輸出することだけを意味する。」と判断した。保税運送の定義の観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：税関長の承認を受け、開港・税関空港・保税地域等の相互間を外国貨物のまま運送すること。
イ：保税蔵置場に3月超置くだけの承認である。
ウ：輸入許可後の内国貨物だけを国内配送すること。
エ：輸入許可を受けた内国貨物の国内販売許可である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。保税運送は外国貨物の資格を維持したまま、税関の管理下で所定の場所間を運送する制度である。
イ：不適切。それは蔵入承認の説明である。
ウ：不適切。外国貨物のまま運送する制度である。
エ：不適切。保税工場の外国貨物に関する制度である。

総合解説：担当者の誤認は「国外へ輸出することだけを意味する。」という点にある。正しくは「税関長の承認を受け、開港・税関空港・保税地域等の相互間を外国貨物のまま運送すること。」。保税運送は外国貨物の資格を維持したまま、税関の管理下で所定の場所間を運送する制度である。

0086

1-3 輸出入通関・保税 > 保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等 | 難易度：応用

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等」。「保税運送の実務用語」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：陸路ACT、海路OLT、空路ICTとする。コード対応を入れ替えた内容。
イ：メモA：陸路OLT、海路ICT、空路ACTとする。保税運送の正しい対応。
ウ：メモC：陸路HS、海路CIF、空路FOBとする。保税運送コードではない用語の組合せ。
エ：メモD：陸路AEO、海路EPA、空路NACCSとする。制度名等を運送コードと誤認した組合せ。

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。組合せが異なる。
イ：採用できる。税関の保税関係用語集では、陸路・海路・空路の保税運送にそれぞれ実務上の呼称が示されている。
ウ：採用できない。貿易・分類用語であり保税運送の呼称ではない。
エ：採用できない。制度名等であり運送類型の呼称ではない。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。税関の保税関係用語集では、陸路・海路・空路の保税運送にそれぞれ実務上の呼称が示されている。

0087

1-3 輸出入通関・保税 > 保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等」。担当者が「輸出許可後の船名変更だけをいう。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

ア：価格区分ではなく貨物管理の概念である。
イ：長期蔵置に関する承認である。
ウ：蔵入承認とは別手続である。
エ：貨物の法的地位を明確にして適正管理するため、混同を避ける区分蔵置が重要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
イ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
ウ：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「保税蔵置場に搬入した外国貨物を3月を超えて置こうとする場合に、税関長へ申告して受ける承認である。」。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。ISはImport for Storageの略で、保税蔵置場での長期蔵置に関する承認である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0088

1-3 輸出入通関・保税 > 保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等 | 難易度：基礎

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等」。同じ「保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「保税工場に搬入した外国貨物を3月を超えて置く場合、または3月以内でも保税作業に使用しようとする場合に受ける承認である。」、事項Bは「単純な工程で、加工後も加工前の状態が判明できる程度の加工であり、行うには税関長の許可が必要となる。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

ア：Aを採用し、Bは「どのような大規模製造でも簡単な加工として無許可で行える。」と扱う。
イ：Aは「関税分類の文書回答を受ける制度である。」と扱い、Bだけを採用する。
ウ：Aを「関税分類の文書回答を受ける制度である。」、Bを「どのような大規模製造でも簡単な加工として無許可で行える。」と扱う。
エ：A・Bはいずれも採用する。AはIMはImport for Manufacturingの略で、保税工場での蔵置・保税作業使用に関する承認... Bは保税地域で認められる簡単な加工には範囲があり、自由な製造行為とは異なる。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。Bについては簡単な加工の範囲を超え、無許可では行えない。
イ：不適切。Aについては事前告示制度である。
ウ：不適切。Aは事前告示制度である。Bは簡単な加工の範囲を超え、無許可では行えない。
エ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：IMはImport for Manufacturingの略で、保税工場での蔵置・保税作業使用に関する承認である。B：保税地域で認められる簡単な加工には範囲があり、自由な製造行為とは異なる。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：IMはImport for Manufacturingの略で、保税工場での蔵置・保税作業使用に関する承認である。B：保税地域で認められる簡単な加工には範囲があり、自由な製造行為とは異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0089

1-3 輸出入通関・保税 > 保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等」。結論を「保税蔵置場は主として外国貨物の蔵置、保税工場は外国貨物を関税等未納のまま加工・製造できる機能を持つ。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

ア：両者は保税地域だが、保税工場には保税作業という加工・製造機能がある。
イ：機能が異なる。
ウ：外国貨物を蔵置・保税作業に使用できる。
エ：蔵置が主な機能である。

答え・解説

正答：ア

ア：この根拠が提示された結論と直接対応する。
イ：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
ウ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。両者は保税地域だが、保税工場には保税作業という加工・製造機能がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0090

1-3 輸出入通関・保税 > 保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等 | 難易度：応用

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等」。区分蔵置を確認する場で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

ア：処理案2：貨物を自由に混載し識別不能にすること。
イ：処理案1：内国貨物と外国貨物、輸出しようとする貨物等が混同しないよう区分して蔵置すること。
ウ：処理案3：税関の書類だけを別室に置くこと。
エ：処理案4：国内販売価格を区分すること。

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。区分蔵置の趣旨に反する。
イ：採用できる。貨物の法的地位を明確にして適正管理するため、混同を避ける区分蔵置が重要である。
ウ：採用できない。貨物そのものの区分管理を指す。
エ：採用できない。価格区分ではなく貨物管理の概念である。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。貨物の法的地位を明確にして適正管理するため、混同を避ける区分蔵置が重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0091

1-3 輸出入通関・保税 > 保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等 | 難易度：基礎

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等」。実務担当者が「簡単な加工をすると自動的に輸入許可済みとなる。」と判断した。簡単な加工の観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：特例輸入者、特定輸出者、認定通関業者。
イ：どのような大規模製造でも簡単な加工として無許可で行える。
ウ：単純な工程で、加工後も加工前の状態が判明できる程度の加工であり、行うには税関長の許可が必要となる。
エ：税関、裁判所、商工会議所、銀行。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。AEO事業者の類型であり保税地域の種類ではない。
イ：不適切。簡単な加工の範囲を超え、無許可では行えない。
ウ：適切。保税地域で認められる簡単な加工には範囲があり、自由な製造行為とは異なる。
エ：不適切。保税地域の法定類型ではない。

総合解説：担当者の誤認は「簡単な加工をすると自動的に輸入許可済みとなる。」という点にある。正しくは「単純な工程で、加工後も加工前の状態が判明できる程度の加工であり、行うには税関長の許可が必要となる。」。保税地域で認められる簡単な加工には範囲があり、自由な製造行為とは異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0092

1-3 輸出入通関・保税 > 保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等 | 難易度：標準

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「保税地域・保税運送・蔵入 / 移入等」。「保税制度の総合判断」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：輸入許可も保税手続も一切不要である。
イ：メモC：移入承認だけで保税蔵置場の長期蔵置と全運送を処理できる。
ウ：メモD：事前教示だけ受ければ貨物管理手続は不要になる。
エ：メモA：長期蔵置について蔵入承認を検討し、場所間の運送について保税運送の承認を検討する。

答え・解説

正答：エ

ア：採用できない。外国貨物のまま管理・運送するには保税手続が必要である。
イ：採用できない。移入は保税工場に関する承認である。
ウ：採用できない。事前教示は法令解釈等の照会制度である。
エ：採用できる。蔵置と運送は別の保税手続であり、それぞれの要件に応じて承認を受ける。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。蔵置と運送は別の保税手続であり、それぞれの要件に応じて承認を受ける。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0093

1-4 関税定率法 > 課税価格・加算 / 控除要素 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「課税価格・加算 / 控除要素」。担当者が「仕入書価格を常にそのまま課税価格とし、加算要素は考慮しない。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

ア：仕入書価格に未算入の法定加算要素があれば加算が必要である。
イ：加算は客観的・数値化された資料に基づく。
ウ：それが原則的な取引価格方式ではない。
エ：関税定率法第4条の加算要素には、買付手数料を除く仲介料その他の手数料が含まれる。

答え・解説

正答：ア

ア：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「現実支払価格に、その価格に含まれていない法定の加算要素を加えて課税価格を求める。」。
イ：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
ウ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。関税定率法第4条の原則的評価では、現実を支払われた又は支払われるべき価格に、未算入の運賃・手数料・ロイヤルティ等の法定加算要素を加えて取引価格を求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0094

1-4 関税定率法 > 課税価格・加算 / 控除要素 | 難易度：基礎

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「課税価格・加算 / 控除要素」。同じ「課税価格・加算 / 控除要素」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「既に現実支払価格に含まれている運賃・保険料は、改めて加算しない。」、事項Bは「輸入貨物の通常の容器の費用や包装に要する費用。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

ア：Aを採用し、Bは「本邦で課される関税そのもの。」と扱う。
イ：A・Bはいずれも採用する。Aは加算要素は現実支払価格に含まれていない限度で加算する。CIF価格に運賃・保険料が含まれていれば二重加算... Bは関税定率法第4条は、一定の容器費用および包装費用を法定加算要素としている。
ウ：Aは「CIF条件なら貨物代金部分を課税価格から全額控除する。」と扱い、Bだけを採用する。
エ：Aを「CIF条件なら貨物代金部分を課税価格から全額控除する。」、Bを「本邦で課される関税そのもの。」と扱う。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。Bについては本邦で課される関税等は現実支払価格に含めない費用として整理される。
イ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：加算要素は現実支払価格に含まれていない限度で加算する。CIF価格に運賃・保険料が含まれていれば二重加算しない。B：関税定率法第4条は、一定の容器費用および包装費用を法定加算要素としている。
ウ：不適切。Aについては貨物代金は課税価格の基礎である。
エ：不適切。Aは貨物代金は課税価格の基礎である。Bは本邦で課される関税等は現実支払価格に含めない費用として整理される。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：加算要素は現実支払価格に含まれていない限度で加算する。CIF価格に運賃・保険料が含まれていれば二重加算しない。B：関税定率法第4条は、一定の容器費用および包装費用を法定加算要素としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0095

1-4 関税定率法 > 課税価格・加算 / 控除要素 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「課税価格・加算 / 控除要素」。結論を「法定の買付手数料に該当するものは、原則として加算要素から除かれる。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

ア：真正な買付手数料は加算要素から除かれる。
イ：買付手数料と到着後運賃は別概念である。
ウ：仲介料その他の手数料は原則加算されるが、買付けに関し買手を代理する者へ支払う買付手数料は除外される。名称ではなく実態で判断する。
エ：課税価格の構成要素の問題である。

答え・解説

正答：ウ

ア：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
イ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
ウ：この根拠が提示された結論と直接対応する。
エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。仲介料その他の手数料は原則加算されるが、買付けに関し買手を代理する者へ支払う買付手数料は除外される。名称ではなく実態で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0096

1-4 関税定率法 > 課税価格・加算 / 控除要素 | 難易度：応用

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「課税価格・加算 / 控除要素」。売手側手数料等の加算を理解するを確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

ア：処理案2：買付手数料でなくても、手数料はすべて非加算である。
イ：処理案3：関税率表から手数料額を推計し、その推計額を必ず加算する。
ウ：処理案4：輸入許可後に国内で支払えば必ず非加算となる。
エ：処理案1：法定の仲介料その他の手数料として課税価格に加算する。

答え・解説

正答：エ

ア：採用できない。買付手数料を除く法定手数料は加算対象となる。
イ：採用できない。加算は客観的・数値化された資料に基づく。
ウ：採用できない。支払時期だけでなく、輸入取引との関係と法定要件で判断する。
エ：採用できる。関税定率法第4条の加算要素には、買付手数料を除く仲介料その他の手数料が含まれる。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。関税定率法第4条の加算要素には、買付手数料を除く仲介料その他の手数料が含まれる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0097

1-4 関税定率法 > 課税価格・加算 / 控除要素 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「課税価格・加算 / 控除要素」。実務担当者が「輸入後に行う据付けの費用で、金額が明確に区分されているもの。」と判断した。容器・包装費の加算を理解するの観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：輸入貨物の通常の容器の費用や包装に要する費用。
イ：支払額が未確定なら課税価格は常にゼロになる。
ウ：本邦で課される関税そのもの。
エ：輸入後に支払う金銭はすべて課税価格と無関係である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。関税定率法第4条は、一定の容器費用および包装費用を法定加算要素としている。
イ：不適切。評価方法や申告方法を法令に従って検討する必要がある。
ウ：不適切。本邦で課される関税等は現実支払価格に含めない費用として整理される。
エ：不適切。輸入後の支払でも売手帰属収益として加算対象となり得る。

総合解説：担当者の誤認は「輸入後に行う据付けの費用で、金額が明確に区分されているもの。」という点にある。正しくは「輸入貨物の通常の容器の費用や包装に要する費用。」。関税定率法第4条は、一定の容器費用および包装費用を法定加算要素としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0098

1-4 関税定率法 > 課税価格・加算 / 控除要素 | 難易度：基礎

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「課税価格・加算 / 控除要素」。「無償提供物品・役務の加算を理解する」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：無償提供である以上、価額は常にゼロとして無視する。
イ：メモA：輸入貨物の生産・輸入取引に関連する法定の無償提供物品等に該当する限り、その費用を合理的に配分して加算する。
ウ：メモC：金型は必ず買付手数料として非加算にする。
エ：メモD：輸入者が任意に一番低い金額を選び加算できる。

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。無償提供された一定の物品・役務は加算要素となり得る。
イ：採用できる。買手が無償または値引きして提供した一定の物品・役務は加算要素となる。複数貨物に係る場合は原則として合理的に按分する。
ウ：採用できない。金型の無償提供と買付手数料は別の法定項目である。
エ：採用できない。客観的・数値化された資料に基づく必要がある。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。買手が無償または値引きして提供した一定の物品・役務は加算要素となる。複数貨物に係る場合は原則として合理的に按分する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0099

1-4 関税定率法 > 課税価格・加算 / 控除要素 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「課税価格・加算 / 控除要素」。担当者が「ロイヤルティという名称なら輸入貨物との関係にかかわらず必ず全額加算する。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

ア：区分できる該当費用は現実支払価格から除外できる。
イ：法定要件を満たすものは加算要素となる。
ウ：名称だけではなく法定要件を確認する。
エ：輸入申告後に行われる据付け、組立て、整備、技術指導等の費用は、その額を明らかにできる場合、現実支払価格に含まれない。

答え・解説

正答：ウ

ア：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
イ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
ウ：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「輸入貨物に係り、その輸入取引をするために直接または間接に支払われるなど法定要件を満たし、現実支払価格に含まれていなければ加算する。」。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。ロイヤルティは支払いがあるだけで一律に加算するのではなく、輸入貨物との関連性、取引条件性等の法定要件を確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0100

1-4 関税定率法 > 課税価格・加算 / 控除要素 | 難易度：応用

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「課税価格・加算 / 控除要素」。同じ「課税価格・加算 / 控除要素」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「法定の売手帰属収益に該当し、現実支払価格に含まれていなければ課税価格に加算する。」、事項Bは「明確に区分できる本邦の関税その他の公課は、現実支払価格に含めない。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

ア：Aを採用し、Bは「本邦の公課が含まれていれば貨物代金全体を除外する。」と扱う。
イ：Aは「売上連動支払は必ず国内運賃として控除する。」と扱い、Bだけを採用する。
ウ：Aを「売上連動支払は必ず国内運賃として控除する。」、Bを「本邦の公課が含まれていれば貨物代金全体を除外する。」と扱う。
エ：A・Bはいずれも採用する。Aは買手による輸入貨物の処分または使用による収益で、直接または間接に売手に帰属するものは法定加算要素である。Bは本邦において輸入貨物に課される関税その他の公課は、金額を明らかにできる場合、現実支払価格に含まれない費...

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。Bについては除外できるのは明確に区分できる該当公課である。
イ：不適切。Aについては売手帰属収益と国内運賃は別である。
ウ：不適切。Aは売手帰属収益と国内運賃は別である。Bは除外できるのは明確に区分できる該当公課である。
エ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：買手による輸入貨物の処分または使用による収益で、直接または間接に売手に帰属するものは法定加算要素である。B：本邦において輸入貨物に課される関税その他の公課は、金額を明らかにできる場合、現実支払価格に含まれない費用として整理される。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：買手による輸入貨物の処分または使用による収益で、直接または間接に売手に帰属するものは法定加算要素である。B：本邦において輸入貨物に課される関税その他の公課は、金額を明らかにできる場合、現実支払価格に含まれない費用として整理される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0101

1-4 関税定率法 > 課税価格・加算 / 控除要素 | 難易度：基礎

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「課税価格・加算 / 控除要素」。結論を「その国内運送費は、一定の要件の下で現実支払価格に含めない。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

- ア：輸入港到着後の運送費は、輸入取引をするための支払であっても、金額を明らかにできる場合には現実支払価格に含まれない費用として扱われる。
- イ：輸入港までの運賃と到着後の国内運賃は区別する。
- ウ：除外されるのは該当費用であり、貨物代金全体ではない。
- エ：課税価格の構成費用の問題である。

0102

1-4 関税定率法 > 課税価格・加算 / 控除要素 | 難易度：標準

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「課税価格・加算 / 控除要素」。輸入後据付費の取扱いを理解するを確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

- ア：処理案2：据付費は輸入港までの保険料とみなし必ず加算する。
- イ：処理案1：輸入申告後に行われる据付け等の費用は、区分できる限り現実支払価格に含めない。
- ウ：処理案3：一括請求なら区分可能でも全額を必ず課税価格とする。
- エ：処理案4：据付費を控除すると貨物代金もすべて非課税となる。

答え・解説

正答：ア

- ア：この根拠が提示された結論と直接対応する。
- イ：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
- ウ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
- エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。輸入港到着後の運送費は、輸入取引をするための支払であっても、金額を明らかにできる場合には現実支払価格に含まれない費用として扱われる。

答え・解説

正答：イ

- ア：採用できない。据付費と運送保険料は別である。
- イ：採用できる。輸入申告後に行われる据付け、組立て、整備、技術指導等の費用は、その額を明らかにできる場合、現実支払価格に含まれない。
- ウ：採用できない。区分できる該当費用は現実支払価格から除外できる。
- エ：採用できない。除外は該当費用に限られる。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。輸入申告後に行われる据付け、組立て、整備、技術指導等の費用は、その額を明らかにできる場合、現実支払価格に含まれない。

0103

1-4 関税定率法 > 課税価格・加算 / 控除要素 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「課税価格・加算 / 控除要素」。実務担当者が「関税は必ず買付手数料として扱う。」と判断した。本邦の関税等の取扱いを理解するの観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：950,000円。国内運送費だけを除き、未算入の保険料とロイヤルティは加算しない。
イ：本邦の公課が含まれていれば貨物代金全体を除外する。
ウ：明確に区分できる本邦の関税その他の公課は、現実支払価格に含めない。
エ：1,000,000円。請求書に記載された金額だけを使い、加算・除外を一切しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。未算入の法定加算要素を加える必要がある。
イ：不適切。除外できるのは明確に区分できる該当公課である。
ウ：適切。本邦において輸入貨物に課される関税その他の公課は、金額を明らかにできる場合、現実支払価格に含まれない費用として整理される。
エ：不適切。法定の加算要素と明確に区分できる輸入後費用を反映する必要がある。

総合解説：担当者の誤認は「関税は必ず買付手数料として扱う。」という点にある。正しくは「明確に区分できる本邦の関税その他の公課は、現実支払価格に含めない。」。本邦において輸入貨物に課される関税その他の公課は、金額を明らかにできる場合、現実支払価格に含まれない費用として整理される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0104

1-4 関税定率法 > 課税価格・加算 / 控除要素 | 難易度：基礎

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「課税価格・加算 / 控除要素」。「客観的・数値化資料の必要性を理解する」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：輸入者の感覚で最も低い金額を加算すればよい。
イ：メモC：加算額が不明ならその要素を常にゼロとして無視する。
ウ：メモD：税関は必ず輸入者に有利な任意額を採用しなければならない。
エ：メモA：その加算額を適切に算定できないため、原則的な取引価格方式によることができず、他の評価方法を検討する。

答え・解説

正答：エ

ア：採用できない。客観的・数値化された資料が必要である。
イ：採用できない。必要な加算を無視して原則方式を使うことはできない。
ウ：採用できない。法定評価方法に従う。
エ：採用できる。加算要素の算入は客観的かつ数値化された資料に基づく。必要な加算額を算定できない場合は、関税定率法第4条の2以下の方法を検討する。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。加算要素の算入は客観的かつ数値化された資料に基づく。必要な加算額を算定できない場合は、関税定率法第4条の2以下の方法を検討する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0105

1-4 関税定率法 > 課税価格・加算 / 控除要素 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「課税価格・加算 / 控除要素」。担当者が「特殊関係があれば、価格への影響の有無にかかわらず必ず課税価格をゼロとする。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

ア：そのような取扱いではない。
イ：貨物代金は課税価格の基礎である。
ウ：評価方法は法定順序・要件に従う。
エ：加算要素は現実支払価格に含まれていない限度で加算する。CIF価格に運賃・保険料が含まれていれば二重加算しない。

答え・解説

正答：ア

ア：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「特殊関係があるだけで直ちに取引価格方式を排除するのではなく、その特殊関係が取引価格に影響を与えているか等を法令に従って判断する。」。
イ：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
ウ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。特殊関係者間取引では関係の存在と価格への影響を区別して評価する。関係があるという事実だけで自動的に申告価格が否定されるわけではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0106

1-4 関税定率法 > 課税価格・加算 / 控除要素 | 難易度：応用

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「課税価格・加算 / 控除要素」。同じ「課税価格・加算 / 控除要素」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「1,080,000円。貨物代金から区分可能な国内運送費50,000円を除き、未算入の保険料30,000円とロイヤルティ10...」、事項Bは「法定の買付手数料に該当するものは、原則として加算要素から除かれる。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

ア：Aを採用し、Bは「買付手数料は貨物の関税率を決めるための税率そのものである。」と扱う。
イ：A・Bはいずれも採用する。Aは計算は1,000,000 - 50,000 + 30,000 + 100,000 = 1,080,000円。輸入港到着... Bは仲介料その他の手数料は原則加算されるが、買付けに関し買手を代理する者へ支払う買付手数料は除外される。名...
ウ：Aは「1,180,000円。国内運送費を除外せず、さらに保険料とロイヤルティを加える。」と扱い、Bだけを採用する。
エ：Aを「1,180,000円。国内運送費を除外せず、さらに保険料とロイヤルティを加える。」、Bを「買付手数料は貨物の関税率を決めるための税率そのものである。」と扱う。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。Bについては課税価格の構成要素の問題である。
イ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：計算は1,000,000 - 50,000 + 30,000 + 100,000 = 1,080,000円。輸入港到着後の区分可能な運送費は除外し、輸入港までの保険料と法定ロイヤルティを加算する。B：仲介料その他の手数料は原則加算されるが、買付けに関し買手を代理する者へ支払う買付手数料は除外される。名称ではなく実態で判断する。
ウ：不適切。Aについては明確に区分できる輸入港到着後の運送費は現実支払価格に含めない。
エ：不適切。Aは明確に区分できる輸入港到着後の運送費は現実支払価格に含めない。Bは課税価格の構成要素の問題である。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：計算は1,000,000 - 50,000 + 30,000 + 100,000 = 1,080,000円。輸入港到着後の区分可能な運送費は除外し、輸入港までの保険料と法定ロイヤルティを加算する。B：仲介料その他の手数料は原則加算されるが、買付けに関し買手を代理する者へ支払う買付手数料は除外される。名称ではなく実態で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0107

1-4 関税定率法 > 減免税・戻し税 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「減免税・戻し税」。結論を「法定要件を満たせば、変質・損傷による価値減少に対応して関税の減税を受けられる場合がある。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

- ア：法定要件を満たす場合には減税等の制度がある。
- イ：損傷があれば一律全額免税となるわけではない。
- ウ：関税定率法第10条には、輸入許可前等の変質・損傷に応じた減税や、一定の場合の戻し税制度が設けられている。

エ：減免税制度としての調整が問題となる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
- イ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
- ウ：この根拠が提示された結論と直接対応する。
- エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。関税定率法第10条には、輸入許可前等の変質・損傷に応じた減税や、一定の場合の戻し税制度が設けられている。

0108

1-4 関税定率法 > 減免税・戻し税 | 難易度：基礎

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「減免税・戻し税」。加工・修繕後の再輸入減税を理解するを確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

- ア：処理案2：一度輸出した貨物は再輸入時に必ず全額免税となる。
- イ：処理案3：加工・修繕した場合は必ず輸入禁止貨物となる。
- ウ：処理案4：再輸入時の関税は外国での加工費とは無関係に必ずゼロとなる。
- エ：処理案1：一定の要件の下で、加工・修繕により外国で付加された価値等を基礎に関税負担を調整する減税制度がある。

答え・解説

正答：エ

- ア：採用できない。加工・修繕がある場合は無条件の再輸入免税とは別に要件を確認する。
- イ：採用できない。加工・修繕自体で輸入禁止となるわけではない。
- ウ：採用できない。法定の減税計算・要件に従う。
- エ：採用できる。関税定率法第11条は、加工または修繕のため輸出された貨物の再輸入について一定の減税制度を設けている。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。関税定率法第11条は、加工または修繕のため輸出された貨物の再輸入について一定の減税制度を設けている。

0109

1-4 関税定率法 > 減免税・戻し税 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「減免税・戻し税」。実務担当者が「再輸入免税では輸出時の同一性確認は一切不要である。」と判断した。再輸入免税の要件を理解するの観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：原則として、輸出許可時と再輸入時で性質・形状が変わっていない等の法定要件を満たす貨物が対象となる。
イ：すべての輸入貨物が無条件で対象となる。
ウ：外国で大幅に加工して別製品になっても必ず無条件免税である。
エ：再輸出免税を受けた貨物は国内で自由消費しても問題ない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。関税定率法第14条の再輸入免税は、本邦から輸出された貨物で輸出時の性質・形状が変わっていないもの等を対象とし、輸入申告時に輸出許可書等の提出が求められる。
イ：不適切。法定の対象貨物・再輸出期限等の要件がある。
ウ：不適切。性質・形状が変わっていないこと等が重要な要件となる。
エ：不適切。再輸出等の条件があり、違反時には関税徴収が問題となる。

総合解説：担当者の誤認は「再輸入免税では輸出時の同一性確認は一切不要である。」という点にある。正しくは「原則として、輸出許可時と再輸入時で性質・形状が変わっていない等の法定要件を満たす貨物が対象となる。」。関税定率法第14条の再輸入免税は、本邦から輸出された貨物で輸出時の性質・形状が変わっていないもの等を対象とし、輸入申告時に輸出許可書等の提出が求められる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0110

1-4 関税定率法 > 減免税・戻し税 | 難易度：応用

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「減免税・戻し税」。「再輸入免税と再輸入減税を区別する」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：再輸入に関する減免制度は1種類しかない。
イ：メモA：輸出後も性質・形状が変わらない貨物の再輸入免税と、一定の保税作業等との課税均衡を図る再輸入減税などは、適用条文・要件を区別して判断する。
ウ：メモC：再輸入免税と再輸入減税は条文・要件とも完全に同一である。
エ：メモD：再輸入減税は輸出したことのない貨物だけを対象にする。

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。再輸入免税・再輸入減税など複数の制度がある。
イ：採用できる。関税定率法には再輸入に関する複数の制度があり、貨物の状態、過去の減免・保税作業等に応じて適用可否が異なる。
ウ：採用できない。制度趣旨・要件が異なる。
エ：採用できない。再輸入を前提とする制度である。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。関税定率法には再輸入に関する複数の制度があり、貨物の状態、過去の減免・保税作業等に応じて適用可否が異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0111

1-4 関税定率法 > 減免税・戻し税 | 難易度：基礎

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「減免税・戻し税」。担当者が「特定用途免税は貨物の用途とは無関係な制度である。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

- ア：違約品であることや貨物の同一性を証する資料等が必要となる。
- イ：用途外使用に伴う関税徴収等の問題であり、輸出許可とは別である。
- ウ：特定の用途に供することが制度の前提である。
- エ：違約品等の戻し税制度では、輸入許可から原則6か月以内の保税地域搬入、同一性の保持、必要書類の提出等が重要となる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
- イ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
- ウ：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「免税後に法定の期間内で用途外使用等をする、免除された関税が徴収されることがある。」。
- エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。用途条件付きの減免税は、免税時点で終わるのではなく、一定期間の用途制限や転用時の徴収など解除条件を伴う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0112

1-4 関税定率法 > 減免税・戻し税 | 難易度：標準

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「減免税・戻し税」。同じ「減免税・戻し税」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「特定の貨物を輸入し、原則として輸入許可の日から1年以内に再輸出するなどの要件を満たす場合、輸入時の関税を免除する制度である。」、事項Bは「保税地域への搬入、廃棄の承認・確認、関税払戻し申請など法定の手続を順に行う必要がある。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

- ア：Aを採用し、Bは「輸入者が自宅で廃棄すれば自動的に関税が戻る。」と扱う。
- イ：Aは「再輸出免税は輸出時に初めて関税を課す制度である。」と扱い、Bだけを採用する。
- ウ：Aを「再輸出免税は輸出時に初めて関税を課す制度である。」、Bを「輸入者が自宅で廃棄すれば自動的に関税が戻る。」と扱う。
- エ：A・Bはいずれも採用する。Aは再輸出免税は加工用貨物、修繕される貨物、学術研究用品、見本など法定対象貨物を一定期間内に再輸出すること... Bは違約品等を廃棄する場合は、単に廃棄した事実だけでは足りず、税関の管理下で所定の搬入・承認・確認・払戻し...

答え・解説

正答：エ

- ア：不適切。Bについては税関の所定手続を経る必要がある。
- イ：不適切。Aについては輸入時の関税を条件付きで免除する制度である。
- ウ：不適切。Aは輸入時の関税を条件付きで免除する制度である。Bは税関の所定手続を経る必要がある。
- エ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：再輸出免税は加工用貨物、修繕される貨物、学術研究用品、見本など法定対象貨物を一定期間内に再輸出することを条件として関税を免除する制度である。 B：違約品等を廃棄する場合は、単に廃棄した事実だけでは足りず、税関の管理下で所定の搬入・承認・確認・払戻し申請を行う。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：再輸出免税は加工用貨物、修繕される貨物、学術研究用品、見本など法定対象貨物を一定期間内に再輸出することを条件として関税を免除する制度である。 B：違約品等を廃棄する場合は、単に廃棄した事実だけでは足りず、税関の管理下で所定の搬入・承認・確認・払戻し申請を行う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0113

1-4 関税定率法 > 減免税・戻し税 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「減免税・戻し税」。結論を「原則として輸入許可の日から1年以内に再輸出するなどの要件を満たせば、輸入時に納付した関税等の払戻しを受けられる。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

ア：関税定率法第19条の3には、輸入時と同一状態で再輸出される貨物について一定の戻し税制度がある。
イ：原則として輸入許可日から1年以内という期間要件がある。
ウ：輸入時の性質・形状が変わっていないことが重要である。
エ：納付済み関税の払戻しを目的とする制度である。

答え・解説

正答：ア

ア：この根拠が提示された結論と直接対応する。
イ：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
ウ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。関税定率法第19条の3には、輸入時と同一状態で再輸出される貨物について一定の戻し税制度がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0114

1-4 関税定率法 > 減免税・戻し税 | 難易度：基礎

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「減免税・戻し税」。違約品戻し税の期限を理解するを確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

ア：処理案2：輸入許可から10年以内なら保税地域への搬入は不要である。
イ：処理案1：輸入時の性質・形状に変更を加えず、原則として輸入許可の日から6か月以内に保税地域へ搬入するなどの手続要件を満たす。
ウ：処理案3：国内で自由に使用した後も必ず違約品戻し税を受けられる。
エ：処理案4：契約違反を主張すれば貨物の確認や書類は一切不要である。

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。原則6か月以内の保税地域搬入等が必要である。
イ：採用できる。違約品等の戻し税制度では、輸入許可から原則6か月以内の保税地域搬入、同一性の保持、必要書類の提出等が重要となる。
ウ：採用できない。制度趣旨・要件に反する。
エ：採用できない。違約品であることや貨物の同一性を証する資料等が必要となる。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。違約品等の戻し税制度では、輸入許可から原則6か月以内の保税地域搬入、同一性の保持、必要書類の提出等が重要となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0115

1-4 関税定率法 > 減免税・戻し税 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「減免税・戻し税」。実務担当者が「廃棄すれば輸入許可書等の資料は一切不要となる。」と判断した。違約品廃棄時の手続を理解するの観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：一度輸出した貨物は再輸入時に必ず全額免税となる。
イ：輸入者が自宅で廃棄すれば自動的に関税が戻る。
ウ：保税地域への搬入、廃棄の承認・確認、関税払戻し申請など法定の手続を順に行う必要がある。
エ：加工・修繕した場合は必ず輸入禁止貨物となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。加工・修繕がある場合は無条件の再輸入免税とは別に要件を確認する。
イ：不適切。税関の所定手続を経る必要がある。
ウ：適切。違約品等を廃棄する場合は、単に廃棄した事実だけでは足りず、税関の管理下で所定の搬入・承認・確認・払戻し申請を行う。
エ：不適切。加工・修繕自体で輸入禁止となるわけではない。

総合解説：担当者の誤認は「廃棄すれば輸入許可書等の資料は一切不要となる。」という点にある。正しくは「保税地域への搬入、廃棄の承認・確認、関税払戻し申請など法定の手続を順に行う必要がある。」。違約品等を廃棄する場合は、単に廃棄した事実だけでは足りず、税関の管理下で所定の搬入・承認・確認・払戻し申請を行う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0116

1-4 関税定率法 > 減免税・戻し税 | 難易度：応用

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「減免税・戻し税」。「恒久的減免と暫定的減免を区別する」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：減免税戻し税はすべて関税法だけに規定され、関税定率法にはない。
イ：メモC：関税暫定措置法には減免税制度は一切ない。
ウ：メモD：すべての減免税制度は毎年自動的に廃止される。
エ：メモA：関税定率法に恒久的な減免税戻し税制度があり、関税暫定措置法にも政策上の必要に応じた暫定的な減免税制度がある。

答え・解説

正答：エ

ア：採用できない。関税定率法に多数の恒久的減免税戻し税制度がある。
イ：採用できない。航空機部分品等の免税や加工組立て関係の減税等がある。
ウ：採用できない。恒久的の制度と暫定的の制度を区別する。
エ：採用できる。減免税は一つの法律だけで完結せず、関税定率法と関税暫定措置法の双方に制度が置かれているため、根拠条文を区別する必要がある。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。減免税は一つの法律だけで完結せず、関税定率法と関税暫定措置法の双方に制度が置かれているため、根拠条文を区別する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0117

1-4 関税定率法 > 関税率・特殊関税・関税率表 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「関税率・特殊関税・関税率表」。担当者が「必ず基本税率が暫定税率に優先する。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

- ア：税関の説明では暫定税率が基本税率に優先する。
- イ：品目分類は法的ルールに従う。
- ウ：法令上の適用関係に従う。
- エ：日本の関税率表・輸出入統計品目表はHS品目表と共通の構造を基礎としており、項・号、注、通則が分類判断の重要な根拠となる。

答え・解説

正答：ア

ア：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「暫定税率が基本税率に優先して適用される。」。
イ：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
ウ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。暫定税率は、一定期間、基本税率を暫定的に修正するために設けられ、該当する場合は基本税率に優先する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0118

1-4 関税定率法 > 関税率・特殊関税・関税率表 | 難易度：基礎

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「関税率・特殊関税・関税率表」。同じ「関税率・特殊関税・関税率表」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「WTO協定税率が適用可能で、かつ国定税率より低い場合には、その協定税率が適用される。」、事項Bは「報復関税、相殺関税、不当廉売関税、緊急関税。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

- ア：Aを採用し、Bは「延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、重加算税。」と扱う。
- イ：A・Bはいずれも採用する。Aは協定税率はWTO加盟国等に対する譲許税率で、国定税率より低い場合に適用される。実行税率の判断には国定税... Bは特殊関税は、不正貿易や輸入急増等に対応して通常の関税に加えて課税制度の総称で、報復・相殺・不当廉売・...
- ウ：Aは「WTO協定税率は日本の輸出品にだけ適用する。」と扱い、Bだけを採用する。
- エ：Aを「WTO協定税率は日本の輸出品にだけ適用する。」、Bを「延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、重加算税。」と扱う。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。Bについては附帯税の区分であり特殊関税ではない。
イ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：協定税率はWTO加盟国等に対する譲許税率で、国定税率より低い場合に適用される。実行税率の判断には国定税率と協定税率の比較が必要である。B：特殊関税は、不正貿易や輸入急増等に対応して通常の関税に加えて課税制度の総称で、報復・相殺・不当廉売・緊急関税がある。
ウ：不適切。Aについては日本へ輸入される対象製品の関税率として問題となる。
エ：不適切。Aは日本へ輸入される対象製品の関税率として問題となる。Bは附帯税の区分であり特殊関税ではない。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：協定税率はWTO加盟国等に対する譲許税率で、国定税率より低い場合に適用される。実行税率の判断には国定税率と協定税率の比較が必要である。B：特殊関税は、不正貿易や輸入急増等に対応して通常の関税に加えて課税制度の総称で、報復・相殺・不当廉売・緊急関税がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0119

1-4 関税定率法 > 関税率・特殊関税・関税率表 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「関税率・特殊関税・関税率表」。結論を「EPA税率が、適用可能な国定税率や協定税率より有利で法定要件を満たす場合に優先して適用される。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

- ア：EPA税率には原産地規則等の要件がある。
- イ：EPAは通常、より低い特惠税率を規定する。
- ウ：EPA税率は最恵国待遇の例外として締約国原産品に設けられ、原産地等の条件を満たす場合に国定税率・協定税率に優先して適用される。
- エ：輸入関税に関する協定上の税率である。

答え・解説

正答：ウ

- ア：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
- イ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
- ウ：この根拠が提示された結論と直接対応する。
- エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。EPA税率は最恵国待遇の例外として締約国原産品に設けられ、原産地等の条件を満たす場合に国定税率・協定税率に優先して適用される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0120

1-4 関税定率法 > 関税率・特殊関税・関税率表 | 難易度：応用

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「関税率・特殊関税・関税率表」。関税率表とHSの構造を理解するを確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

- ア：処理案2：商品の販売価格だけでHS分類を決める。
- イ：処理案3：輸入者が自由に好きな番号を選べる。
- ウ：処理案4：HSは関税率とは無関係で、統計だけに用いる。
- エ：処理案1：HS品目表の構造を基礎とし、項・号、部注・類注、HSの解釈に関する通則などを用いて分類する。

答え・解説

正答：エ

- ア：採用できない。価格だけではなく品目表の規定に従って分類する。
- イ：採用できない。品目分類は法的ルールに従う。
- ウ：採用できない。HSは関税率設定や貿易統計など多目的に利用される。
- エ：採用できる。日本の関税率表・輸出入統計品目表はHS品目表と共通の構造を基礎としており、項・号、注、通則が分類判断の重要な根拠となる。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。日本の関税率表・輸出入統計品目表はHS品目表と共通の構造を基礎としており、項・号、注、通則が分類判断の重要な根拠となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0121

1-4 関税定率法 > 関税率・特殊関税・関税率表 | 難易度：基礎

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「関税率・特殊関税・関税率表」。実務担当者が「基本税率、暫定税率、特惠税率、EPA税率。」と判断した。特殊関税の種類を理解するの観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：報復関税、相殺関税、不当廉売関税、緊急関税。
イ：特殊関税は関税定率法とは無関係である。
ウ：延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、重加算税。
エ：特殊関税が発動するとHS分類は一切不要になる。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。特殊関税は、不正貿易や輸入急増等に対応して通常の関税に加えて課す制度の総称で、報復・相殺・不当廉売・緊急関税がある。
イ：不適切。報復・相殺・不当廉売・緊急関税は関税定率法等に規定される。
ウ：不適切。附帯税の区分であり特殊関税ではない。
エ：不適切。対象貨物の特定や通常関税の計算に品目分類は引き続き重要である。

総合解説：担当者の誤認は「基本税率、暫定税率、特惠税率、EPA税率。」という点にある。正しくは「報復関税、相殺関税、不当廉売関税、緊急関税。」。特殊関税は、不正貿易や輸入急増等に対応して通常の関税に加えて課す制度の総称で、報復・相殺・不当廉売・緊急関税がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0122

1-4 関税定率法 > 関税率・特殊関税・関税率表 | 難易度：標準

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「関税率・特殊関税・関税率表」。「不当廉売関税の仕組みを理解する」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：輸入価格が高いほど自動的に課される関税である。
イ：メモA：正常価格より低い輸出価格で販売された貨物の輸入により国内産業に損害等が生じる場合に、ダンピング・マージンの範囲内で課す割増関税である。
ウ：メモC：輸出者が補助金を受けた場合に課す関税である。
エ：メモD：輸入急増だけを理由に全世界からの貨物へ課す制度である。

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。ダンピング価格と国内産業への損害等が問題となる。
イ：採用できる。不当廉売関税は、ダンピング輸入による国内産業の損害を救済するため、一定の調査・要件の下で課される特殊関税である。
ウ：採用できない。補助金対応は相殺関税の中心的な制度趣旨である。
エ：採用できない。輸入急増への対応は緊急関税の制度趣旨である。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。不当廉売関税は、ダンピング輸入による国内産業の損害を救済するため、一定の調査・要件の下で課される特殊関税である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0123

1-4 関税定率法 > 関税率・特殊関税・関税率表 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「関税率・特殊関税・関税率表」。担当者が「相殺関税は輸入急増だけ、緊急関税は補助金だけを要件とする。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

ア：日本へ輸入される対象製品の関税率として問題となる。
イ：根拠条文・発動要件が異なる。
ウ：要件の関係が逆である。
エ：協定税率はWTO加盟国等に対する譲許税率で、国定税率より低い場合に適用される。実行税率の判断には国定税率と協定税率の比較が必要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
イ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
ウ：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「相殺関税は輸出国の補助金を受けた輸入貨物による損害に対応し、緊急関税は予想されなかった事情による輸入増加で国内産業に重大な損害等が生じる場...」。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。相殺関税と緊急関税はどちらも国内産業保護のための特殊関税だが、発動原因と要件が異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0124

1-4 関税定率法 > 関税率・特殊関税・関税率表 | 難易度：基礎

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「関税率・特殊関税・関税率表」。同じ「関税率・特殊関税・関税率表」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「特殊関税は特別な事情の下で通常の関税に加えて割増関税を課す制度であり、通常の品目分類・税率適用とは別に発動要件を確認する。」、事項Bは「EPA税率が、適用可能な国定税率や協定税率より有利で法定要件を満たす場合に優先して適用される。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

ア：Aを採用し、Bは「EPA税率は輸出時の消費税率を指す。」と扱う。
イ：Aは「特殊関税はすべての輸入貨物に常時同率で課される。」と扱い、Bだけを採用する。
ウ：Aを「特殊関税はすべての輸入貨物に常時同率で課される。」、Bを「EPA税率は輸出時の消費税率を指す。」と扱う。
エ：A・Bはいずれも採用する。Aは特殊関税は通常関税を単純に置き換える一般税率ではなく、不公正貿易や輸入急増等への救済措置として追加的に... BはEPA税率は最恵国待遇の例外として締約国原産品に設けられ、原産地等の条件を満たす場合に国定税率・協定税率...

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。Bについては輸入関税に関する協定上の税率である。
イ：不適切。Aについては特定の貨物・国・供給者・期間等を指定して課される。
ウ：不適切。Aは特定の貨物・国・供給者・期間等を指定して課される。Bは輸入関税に関する協定上の税率である。
エ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：特殊関税は通常関税を単純に置き換える一般税率ではなく、不公正貿易や輸入急増等への救済措置として追加的に課される。B：EPA税率は最恵国待遇の例外として締約国原産品に設けられ、原産地等の条件を満たす場合に国定税率・協定税率に優先して適用される。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：特殊関税は通常関税を単純に置き換える一般税率ではなく、不公正貿易や輸入急増等への救済措置として追加的に課される。B：EPA税率は最恵国待遇の例外として締約国原産品に設けられ、原産地等の条件を満たす場合に国定税率・協定税率に優先して適用される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0125

1-5 禁制品・関連法令 > 輸出入禁制品・知的財産侵害物品 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「輸出入禁制品・知的財産侵害物品」。結論を「麻薬等、銃砲・爆発物等、偽造貨幣等、一定の公安・風俗上有害な物品、知的財産侵害物品など、法定の複数分野が含まれる。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

ア：関税法第69条の11は輸入してはならない貨物を列挙しており、薬物・銃砲等に加え、偽造貨幣等や一定の知的財産侵害物品も対象とする。
イ：関税法には薬物、銃砲、爆発物、偽造貨幣等を含む複数分野が定められている。
ウ：税率が無税であることと輸入禁止は別問題である。
エ：関税納付により輸入禁止規定が解除されるわけではない。

答え・解説

正答：ア

ア：この根拠が提示された結論と直接対応する。
イ：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
ウ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。関税法第69条の11は輸入してはならない貨物を列挙しており、薬物・銃砲等に加え、偽造貨幣等や一定の知的財産侵害物品も対象とする。

0126

1-5 禁制品・関連法令 > 輸出入禁制品・知的財産侵害物品 | 難易度：応用

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「輸出入禁制品・知的財産侵害物品」。輸出してはならない貨物の範囲を理解するを確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

ア：処理案2：すべての中古品。
イ：処理案1：麻薬等、児童ポルノ、一定の知的財産権侵害物品、不正競争を組成する一定の物品。
ウ：処理案3：関税率が20%を超える輸入品。
エ：処理案4：外国製の商品すべて。

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。中古品であることだけで輸出禁止とはならない。
イ：採用できる。関税法第69条の2では、輸出してはならない貨物として4分野が示されており、輸入禁制品の列挙とは範囲が同一ではない。
ウ：採用できない。関税率の高さは輸出禁止の一般要件ではない。
エ：採用できない。外国製であることだけで輸出禁止とはならない。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。関税法第69条の2では、輸出してはならない貨物として4分野が示されており、輸入禁制品の列挙とは範囲が同一ではない。

0127

1-5 禁制品・関連法令 > 輸出入禁制品・知的財産侵害物品 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「輸出入禁制品・知的財産侵害物品」。実務担当者が「輸入禁止と輸出禁止の違いは税率だけで決まる。」と判断した。輸入禁制品と輸出禁制品の差を理解するの観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：海外で購入した真正品でも、並行輸入なら必ず偽造品として没収される。
イ：輸入禁止リストと輸出禁止リストは完全に同一である。
ウ：両者には共通する分野もあるが、法定の列挙範囲は同一ではないため、輸入規制と輸出規制を別々に確認する必要がある。
エ：知的財産権が関係する商品はすべて輸入禁止である。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。並行輸入だから直ちに侵害物品となるわけではない。
イ：不適切。法定の対象範囲は同一ではない。
ウ：適切。例えば輸入禁止には偽造貨幣等や銃砲・爆発物等が明示される一方、輸出禁止は別の4分野で構成される。両者を同一リストと考えないことが重要である。
エ：不適切。侵害する物品が対象であり、真正品等は別である。

総合解説：担当者の誤認は「輸入禁止と輸出禁止の違いは税率だけで決まる。」という点にある。正しくは「両者には共通する分野もあるが、法定の列挙範囲は同一ではないため、輸入規制と輸出規制を別々に確認する必要がある。」。例えば輸入禁止には偽造貨幣等や銃砲・爆発物等が明示される一方、輸出禁止は別の4分野で構成される。両者を同一リストと考えないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0128

1-5 禁制品・関連法令 > 輸出入禁制品・知的財産侵害物品 | 難易度：基礎

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「輸出入禁制品・知的財産侵害物品」。「知的財産侵害物品の輸入規制を理解する」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：商標権侵害物品だけが対象で、著作権侵害物品は対象外である。
イ：メモC：権利者から輸入の許諾を得た真正な物品も必ず侵害物品となる。
ウ：メモD：知財侵害物品は税関では一切取り締まらない。
エ：メモA：特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の一定の権利を侵害する物品が対象となり得る。

答え・解説

正答：エ

ア：採用できない。著作権等を侵害する物品も対象となり得る。
イ：採用できない。権利者の許諾を得た物品等は侵害物品とはならない。
ウ：採用できない。税関は水際で知的財産侵害物品を取り締まる。
エ：採用できる。関税法第69条の11は複数の知的財産権を侵害する物品等を輸入してはならない貨物として扱っている。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。関税法第69条の11は複数の知的財産権を侵害する物品等を輸入してはならない貨物として扱っている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0129

1-5 禁制品・関連法令 > 輸出入禁制品・知的財産侵害物品 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「輸出入禁制品・知的財産侵害物品」。担当者が「個人使用なら税関は知的財産権を一切確認できない。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

ア：税関の水際取締りの対象となる。
イ：知的財産侵害物品の水際取締りの制度である。
ウ：関税納付と輸入禁止規制は別である。
エ：差止申立制度は、権利者等が事前に税関へ侵害貨物の水際取締りを求める仕組みであり、認定手続とは役割が異なる。

答え・解説

正答：ア

ア：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「個人使用目的であっても、海外事業者から送付される一定の模倣品は輸入してはならない貨物として税関取締りの対象となる。」。
イ：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
ウ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。2022年10月1日以降、海外の事業者から郵送等で送付される商標権・意匠権侵害の模倣品は、個人使用目的でも輸入禁止の対象となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0130

1-5 禁制品・関連法令 > 輸出入禁制品・知的財産侵害物品 | 難易度：応用

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「輸出入禁制品・知的財産侵害物品」。同じ「輸出入禁制品・知的財産侵害物品」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「権利者の許諾を得た物品や、法的に商標権等の侵害とならない並行輸入品は、知的財産侵害物品としての輸入禁止対象ではない。」、事項Bは「麻薬等、銃砲・爆発物等、偽造貨幣等、一定の公安・風俗上有害な物品、知的財産侵害物品など、法定の複数分野が含まれる。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

ア：Aを採用し、Bは「輸入禁止の対象は知的財産侵害物品だけである。」と扱う。
イ：A・Bはいずれも採用する。Aは税関の案内は、権利者から輸入許諾を得た物品や侵害とならない並行輸入品を知財侵害物品とは扱わないと説明し... Bは関税法第69条の11は輸入してはならない貨物を列挙しており、薬物・銃砲等に加え、偽造貨幣等や一定の知的...
ウ：Aは「権利者の許諾があっても必ず侵害物品と認定される。」と扱い、Bだけを採用する。
エ：Aを「権利者の許諾があっても必ず侵害物品と認定される。」、Bを「輸入禁止の対象は知的財産侵害物品だけである。」と扱う。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。Bについては関税法には薬物、銃砲、爆発物、偽造貨幣等を含む複数分野が定められている。
イ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：税関の案内は、権利者から輸入許諾を得た物品や侵害とならない並行輸入品を知財侵害物品とは扱わないと説明している。B：関税法第69条の11は輸入してはならない貨物を列挙しており、薬物・銃砲等に加え、偽造貨幣等や一定の知的財産侵害物品も対象とする。
ウ：不適切。Aについては許諾を得た物品は通常、権利侵害物品とはならない。
エ：不適切。Aは許諾を得た物品は通常、権利侵害物品とはならない。Bは関税法には薬物、銃砲、爆発物、偽造貨幣等を含む複数分野が定められている。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：税関の案内は、権利者から輸入許諾を得た物品や侵害とならない並行輸入品を知財侵害物品とは扱わないと説明している。B：関税法第69条の11は輸入してはならない貨物を列挙しており、薬物・銃砲等に加え、偽造貨幣等や一定の知的財産侵害物品も対象とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0131

1-5 禁制品・関連法令 > 輸出入禁制品・知的財産侵害物品 | 難易度：基礎

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「輸出入禁制品・知的財産侵害物品」。結論を「侵害物品に該当すると思料される貨物について、知的財産侵害物品に該当するか否かを税関が認定するための手続である。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

- ア：知的財産侵害該当性を判断する手続である。
- イ：税関が法定手続により認定する。
- ウ：認定手続では権利者・輸入者等へ通知し、証拠・意見を提出する機会を設けた上で、税関が侵害該当性を判断する。

エ：一定の期間に証拠提出・意見陳述の機会がある。

答え・解説

正答：ウ

- ア：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
- イ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
- ウ：この根拠が提示された結論と直接対応する。
- エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。認定手続では権利者・輸入者等へ通知し、証拠・意見を提出する機会を設けた上で、税関が侵害該当性を判断する。

0132

1-5 禁制品・関連法令 > 輸出入禁制品・知的財産侵害物品 | 難易度：標準

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「輸出入禁制品・知的財産侵害物品」。輸入差止申立制度の対象を理解するを確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

- ア：処理案2：差止申立ては輸入者だけが自分の貨物の関税率を下げるために行う。
- イ：処理案3：差止申立てが受理されれば、すべての類似商品が審査なしで永久に没収される。
- ウ：処理案4：差止申立制度は知的財産権と無関係な納税猶予制度である。
- エ：処理案1：一定の知的財産権者等が、自己の権利を侵害すると認める貨物について、税関長に輸入差止めと認定手続を求める制度である。

答え・解説

正答：エ

- ア：採用できない。権利者等が侵害貨物の差止めを求める制度である。
- イ：採用できない。個々の疑義貨物について認定手続等が行われる。
- ウ：採用できない。知的財産侵害物品の水際取締りの制度である。
- エ：採用できる。差止申立制度は、権利者等が事前に税関へ侵害貨物の水際取締りを求める仕組みであり、認定手続とは役割が異なる。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。差止申立制度は、権利者等が事前に税関へ侵害貨物の水際取締りを求める仕組みであり、認定手続とは役割が異なる。

0133

1-5 禁制品・関連法令 > 関税暫定措置法・特惠関税 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「関税暫定措置法・特惠関税」。実務担当者が「暫定税率は関税定率法の基本税率と必ず同率である。」と判断した。暫定税率の位置づけを理解するの観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：一定の政策上の必要等から基本税率を一定期間暫定的に修正する税率で、該当する場合は基本税率に優先して適用される。
イ：原産地証明書は輸出国のどの民間人でも無条件に発給できる。
ウ：暫定税率は輸入者が自由に設定できる。
エ：特惠関税では原産地を確認する必要がない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。暫定税率は関税定率法の基本税率とは別に、一定期間の政策対応として関税暫定措置法に定められる。
イ：不適切。権限を有する機関等による発給が必要である。
ウ：不適切。法律に基づく国定税率である。
エ：不適切。原産地要件は特惠適用の中心的要件である。

総合解説：担当者の誤認は「暫定税率は関税定率法の基本税率と必ず同率である。」という点にある。正しくは「一定の政策上の必要等から基本税率を一定期間暫定的に修正する税率で、該当する場合は基本税率に優先して適用される。」。暫定税率は関税定率法の基本税率とは別に、一定期間の政策対応として関税暫定措置法に定められる。

0134

1-5 禁制品・関連法令 > 関税暫定措置法・特惠関税 | 難易度：基礎

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「関税暫定措置法・特惠関税」。「特惠関税制度の目的を理解する」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：日本からの輸出品にだけ追加関税を課すこと。
イ：メモA：開発途上国・地域からの一定の輸入品に一般税率より低い税率を適用し、輸出所得の増大や工業化等を通じて経済発展を支援する。
ウ：メモC：国内産業の保護だけを目的にすべての輸入税率を引き上げること。
エ：メモD：WTO加盟国すべてに同一の高関税を課すこと。

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。輸入品に低い関税率を適用する制度である。
イ：採用できる。日本の一般特惠関税制度は関税暫定措置法等に基づき、開発途上国・地域の経済発展を支援するための特惠税率を設けている。
ウ：採用できない。開発途上国等の経済発展支援が制度目的である。
エ：採用できない。特定の受益国・地域に対する特惠制度である。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。日本の一般特惠関税制度は関税暫定措置法等に基づき、開発途上国・地域の経済発展を支援するための特惠税率を設けている。

0135

1-5 禁制品・関連法令 > 関税暫定措置法・特惠関税 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「関税暫定措置法・特惠関税」。担当者が「特別特惠関税は日本からLDCへの輸出に課す税である。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

ア：原産地・運送要件を満たす必要がある。
イ：特別特惠は低税率・無税による支援制度である。
ウ：LDC原産品の日本への輸入に関する制度である。
エ：特惠適用では原産地だけでなく直接運送の要件も重要であり、第三国経由の場合は法令に沿って運送経路を証明する。

答え・解説

正答：ウ

ア：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
イ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
ウ：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「一定の要件の下で、LDC原産のほぼ全ての品目に無税を適用する仕組みである。」。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。日本の特惠関税制度では、LDCからの輸入について、ほぼ全ての品目に無税を適用する特別特惠関税が設けられている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0136

1-5 禁制品・関連法令 > 関税暫定措置法・特惠関税 | 難易度：応用

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「関税暫定措置法・特惠関税」。同じ「関税暫定措置法・特惠関税」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「一般特惠制度原産地証明書（Form A）を輸入申告の際に提出し、受益国等の原産品であることを証明する。」、事項Bは「1申告の課税価格の総額が20万円以下の物品など、法令・税関の定める一定の場合。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

ア：Aを採用し、Bは「20万円を超える貨物は特惠関税自体が法律上禁止される。」と扱う。
イ：Aは「輸入者が自由書式のメモを作れば必ず足りる。」と扱い、Bだけを採用する。
ウ：Aを「輸入者が自由書式のメモを作れば必ず足りる。」、Bを「20万円を超える貨物は特惠関税自体が法律上禁止される。」と扱う。
エ：A・Bはいずれも採用する。Aは一般特惠では原則としてGSP Form Aが必要で、原産地の税関や権限ある商工会議所等が発給する。Bは一般特惠原産地証明書は原則必要だが、課税価格総額20万円以下の物品や原産地が明らかな一定品目などには提...

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。Bについては20万円は証明書提出省略の一つの基準で、特惠適用限度額ではない。
イ：不適切。Aについては法令上の原産地証明手続に従う必要がある。
ウ：不適切。Aは法令上の原産地証明手続に従う必要がある。 Bは20万円は証明書提出省略の一つの基準で、特惠適用限度額ではない。
エ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：一般特惠では原則としてGSP Form Aが必要で、原産地の税関や権限ある商工会議所等が発給する。B：一般特惠原産地証明書は原則必要だが、課税価格総額20万円以下の物品や原産地が明らかな一定品目などには提出省略の取扱いがある。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：一般特惠では原則としてGSP Form Aが必要で、原産地の税関や権限ある商工会議所等が発給する。B：一般特惠原産地証明書は原則必要だが、課税価格総額20万円以下の物品や原産地が明らかな一定品目などには提出省略の取扱いがある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0137

1-5 禁制品・関連法令 > 関税暫定措置法・特惠関税 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「関税暫定措置法・特惠関税」。結論を「原則として発給の日から1年。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

- ア：税関のカスタムスアンサーでは、一般特惠制度原産地証明書の有効期限は発給の日から1年とされている。
- イ：1年の有効期限がある。
- ウ：税関案内の有効期限と異なる。
- エ：有効期限が定められている。

答え・解説

正答：ア

- ア：この根拠が提示された結論と直接対応する。
- イ：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
- ウ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
- エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。税関のカスタムスアンサーでは、一般特惠制度原産地証明書の有効期限は発給の日から1年とされている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0138

1-5 禁制品・関連法令 > 関税暫定措置法・特惠関税 | 難易度：基礎

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「関税暫定措置法・特惠関税」。直接運送の原則を理解するを確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

- ア：処理案2：第三国で加工して原産性が変わっても必ず元の特恵が適用される。
- イ：処理案1：原則として受益国等から日本へ直接運送される必要があり、第三国で積替え等をする場合には通しB/L等の資料が必要となることがある。
- ウ：処理案3：直接運送の要件は一切存在しない。
- エ：処理案4：第三国経由なら特惠税率はどのような場合も絶対に適用できない。

答え・解説

正答：イ

- ア：採用できない。原産地・運送要件を満たす必要がある。
- イ：採用できる。特惠適用では原産地だけでなく直接運送の要件も重要であり、第三国経由の場合は法令に沿って運送経路を証明する。
- ウ：採用できない。原則として日本へ直接運送することが求められる。
- エ：採用できない。積替え等でも所定の証明により要件を満たし得る。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。特惠適用では原産地だけでなく直接運送の要件も重要であり、第三国経由の場合は法令に沿って運送経路を証明する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0139

1-5 禁制品・関連法令 > 関税暫定措置法・特惠関税 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「関税暫定措置法・特惠関税」。実務担当者が「課税価格に関係なく、すべての輸入品で原産地証明書を省略できる。」と判断した。原産地証明書の提出省略を理解するの観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：国内産業の保護だけを目的にすべての輸入税率を引き上げること。
イ：20万円を超える貨物は特惠関税自体が法律上禁止される。
ウ：1申告の課税価格の総額が20万円以下の物品など、法令・税関の定める一定の場合。
エ：WTO加盟国すべてに同一の高関税を課すこと。

0140

1-5 禁制品・関連法令 > 関税暫定措置法・特惠関税 | 難易度：応用

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「関税暫定措置法・特惠関税」。「エスケープ・クローズを理解する」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：特惠税率を必ず永久に固定する制度である。
イ：メモC：輸入者の申出だけで関税を全額還付する制度である。
ウ：メモD：EPA税率を自動的に倍増させる制度である。
エ：メモA：特惠輸入の増加が国内産業に損害を与える等の法定要件を満たす場合に、政令により当該品目の特惠関税等の適用を停止できる制度である。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。開発途上等の経済発展支援が制度目的である。
イ：不適切。20万円は証明書提出省略の一つの基準で、特惠適用限度額ではない。
ウ：適切。一般特惠原産地証明書は原則必要だが、課税価格総額20万円以下の物品や原産地が明らかな一定品目などには提出省略の取扱いがある。
エ：不適切。特定の受益国・地域に対する特惠制度である。

総合解説：担当者の誤認は「課税価格に関係なく、すべての輸入品で原産地証明書を省略できる。」という点にある。正しくは「1申告の課税価格の総額が20万円以下の物品など、法令・税関の定める一定の場合。」。一般特惠原産地証明書は原則必要だが、課税価格総額20万円以下の物品や原産地が明らかな一定品目などには提出省略の取扱いがある。

答え・解説

正答：エ

ア：採用できない。一定の場合に適用を停止する制度である。
イ：採用できない。特惠輸入による国内産業への損害等に対応する措置である。
ウ：採用できない。一般特惠・特別特惠の適用停止に関する制度である。
エ：採用できる。特惠制度は無条件に永続するものではなく、国内産業への損害等に対応して特惠適用を停止する緊急措置が設けられている。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。特惠制度は無条件に永続するものではなく、国内産業への損害等に対応して特惠適用を停止する緊急措置が設けられている。

0141

1-5 禁制品・関連法令 > 外為法第6章・NACCS法・その他特例法 | 難易度：基礎

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「外為法第6章・NACCS法・その他特例法」。担当者が「同法の全章が例外なく出題対象となる。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

- ア：試験科目として明示されているのは第6章に係る部分である。
- イ：名称どおり輸出・輸入の各管理を中心に規定する。
- ウ：第6章が対象である。
- エ：外為法の外国貿易規制は法律だけで完結せず、輸出貿易管理令、輸入貿易管理令、関係省令・告示・通達等によって具体化されている。

答え・解説

正答：ア

ア：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「同法第6章「外国貿易」に係る部分。」。
イ：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
ウ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。通関士試験では、外国為替及び外国貿易法のうち第6章に係る部分が試験科目として明示されている。

0142

1-5 禁制品・関連法令 > 外為法第6章・NACCS法・その他特例法 | 難易度：標準

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「外為法第6章・NACCS法・その他特例法」。同じ「外為法第6章・NACCS法・その他特例法」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「貨物の輸出は、同法の目的に合致する限り、最少限度の制限の下に許容される。」、事項Bは「電子情報処理組織による税関手続等の迅速・的確な処理とNACCSセンターの適正運営を通じ、港湾・空港の物流等の円滑化と国際競争力向上を図る」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

- ア：Aを採用し、Bは「すべての関税率を一律無税にする法律である。」と扱う。
- イ：A・Bはいずれも採用する。Aは外為法第47条は輸出自由を基本としつつ、同法目的に必要な最少限度の規制を認める構造を採る。Bは電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律は、電子処理の円滑化とNACCSセンターの運営に関する基本事項を定める。
- ウ：Aは「輸出は税関長の裁量だけで自由に禁止できる。」と扱い、Bだけを採用する。
- エ：Aを「輸出は税関長の裁量だけで自由に禁止できる。」、Bを「すべての関税率を一律無税にする法律である。」と扱う。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。Bについては関税率を一律無税にする法律ではない。
イ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：外為法第47条は輸出自由を基本としつつ、同法目的に必要な最少限度の規制を認める構造を採る。B：電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律は、電子処理の円滑化とNACCSセンターの運営に関する基本事項を定める。
ウ：不適切。Aについては外為法・政令等の法的根拠に基づく規制である。
エ：不適切。Aは外為法・政令等の法的根拠に基づく規制である。Bは関税率を一律無税にする法律ではない。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：外為法第47条は輸出自由を基本としつつ、同法目的に必要な最少限度の規制を認める構造を採る。B：電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律は、電子処理の円滑化とNACCSセンターの運営に関する基本事項を定める。

0143

1-5 禁制品・関連法令 > 外為法第6章・NACCS法・その他特例法 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「外為法第6章・NACCS法・その他特例法」。結論を「国際的な平和・安全の維持を妨げるおそれがあるものとして政令で定める特定地域向けの特定貨物等について、経済産業大臣の許可が必要となる場合がある。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

- ア：外為法第48条の許可主体は経済産業大臣である。
- イ：リスト規制・補完的規制等が実施されている。
- ウ：外為法第48条は安全保障等の観点から一定の貨物・仕向地・取引について経済産業大臣の許可・承認を要する仕組みを設けている。
- エ：関税納付と外為法上の許可は別の要件である。

答え・解説

正答：ウ

- ア：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
- イ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
- ウ：この根拠が提示された結論と直接対応する。
- エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。外為法第48条は安全保障等の観点から一定の貨物・仕向地・取引について経済産業大臣の許可・承認を要する仕組みを設けている。

0144

1-5 禁制品・関連法令 > 外為法第6章・NACCS法・その他特例法 | 難易度：基礎

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「外為法第6章・NACCS法・その他特例法」。輸出入貿易管理令との関係を理解するを確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

- ア：処理案2：外為法だけを見れば政令や告示は一切確認不要である。
- イ：処理案3：輸出貿易管理令は輸入だけを、輸入貿易管理令は輸出だけを規制する。
- ウ：処理案4：これらの政令は通関手続と関係しない。
- エ：処理案1：具体的な規制は、輸出貿易管理令・輸入貿易管理令や関係省令・告示等と併せて確認する。

答え・解説

正答：エ

- ア：採用できない。具体的規制は政令・省令・告示等に委任されている。
- イ：採用できない。名称どおり輸出・輸入の各管理を中心に規定する。
- ウ：採用できない。他法令の許可・承認として通関時の確認対象となり得る。
- エ：採用できる。外為法の外国貿易規制は法律だけで完結せず、輸出貿易管理令、輸入貿易管理令、関係省令・告示・通達等によって具体化されている。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。外為法の外国貿易規制は法律だけで完結せず、輸出貿易管理令、輸入貿易管理令、関係省令・告示・通達等によって具体化されている。

0145

1-5 禁制品・関連法令 > 外為法第6章・NACCS法・その他特例法 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「外為法第6章・NACCS法・その他特例法」。実務担当者が「外国為替相場を固定することだけを目的とする。」と判断した。NACCS特例法の目的を理解するの観点から、この判断を訂正する内容として最も適切なものはどれか。

ア：電子情報処理組織による税関手続等の迅速・的確な処理とNACCSセンターの適正運営を通じ、港湾・空港の物流等の円滑化と国際競争力強化に寄与すること。
イ：NACCSセンターの設立だけを定める法律である。
ウ：すべての関税率を一律無税にする法律である。
エ：一般の輸入者すべてに無条件で関税を免除する法律である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律は、電子処理の円滑化とNACCSセンターの運営に関する基本事項を定める。
イ：不適切。NACCS特例法とは別の法律である。
ウ：不適切。関税率を一律無税にする法律ではない。
エ：不適切。対象は協定に基づく合衆国軍隊等の一定の物品・者である。

総合解説：担当者の誤認は「外国為替相場を固定することだけを目的とする。」という点にある。正しくは「電子情報処理組織による税関手続等の迅速・的確な処理とNACCSセンターの適正運営を通じ、港湾・空港の物流等の円滑化と国際競争力強化に寄与す...」。電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律は、電子処理の円滑化とNACCSセンターの運営に関する基本事項を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0146

1-5 禁制品・関連法令 > 外為法第6章・NACCS法・その他特例法 | 難易度：応用

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「外為法第6章・NACCS法・その他特例法」。「NACCSの電子情報処理組織を理解する」について社内レビューを行う。採用すべき実務メモとして最も適切なものはどれか。

ア：メモB：税関職員の個人用パソコン1台だけをいう。
イ：メモA：NACCSセンター、税関等の関係行政機関、輸出入等関連業務を行う者の電子計算機を電気通信回線で接続した仕組みである。
ウ：メモC：紙の申告書を保管する倉庫だけをいう。
エ：メモD：輸出入貨物を物理的に運ぶトラック網だけをいう。

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。複数の関係者の電子計算機を回線接続した組織である。
イ：採用できる。同法はNACCSセンターの電子計算機と関係行政機関・利用者側の電子計算機を通信回線で接続する電子情報処理組織を定義している。
ウ：採用できない。電子情報処理組織の定義ではない。
エ：採用できない。電子的な情報処理ネットワークをいう。

総合解説：実務メモは結論だけでなく適用条件まで確認する。同法はNACCSセンターの電子計算機と関係行政機関・利用者側の電子計算機を通信回線で接続する電子情報処理組織を定義している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0147

1-5 禁制品・関連法令 > 外為法第6章・NACCS法・その他特例法 | 難易度：標準

実務ケース：社内のダブルチェックで処理根拠を照合している。対象分類は「外為法第6章・NACCS法・その他特例法」。担当者が「NACCSを使うと通関士による審査は法律上すべて禁止される。」と回答した。この回答が適切でない理由として最も妥当なものはどれか。

ア：ATAカルネは通関手帳である。
イ：システム利用と資格取得は別である。
ウ：電子化しても法定の通関士審査は確保される。
エ：ATA条約特例法は一時輸入のための通関手帳であるATAカルネを用いた通関・保税運送等の特例を定め、保証団体による輸入税保証の仕組みを伴う。

答え・解説

正答：ウ

ア：別論点の説明であり、提示された誤答を直接訂正する理由ではない。
イ：同じ細分類の注意点ではあるが、今回提示された誤答への直接の理由ではない。
ウ：この理由が当該誤答を直接訂正する。正しい結論は「電子情報処理組織を利用する場合でも、通関業者が行う一定の通関書類等について通関士の審査を確保するための規定が設けられている。」。
エ：別の正しい知識の説明であり、提示された誤答の誤りを直接示していない。

総合解説：誤答分析では、誤った結論と、その結論を否定する直接の根拠を対応させる。電子化は通関士による法定審査を不要にするものではなく、NACCS特例法にも通関士の審査に関する規定が置かれている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0148

1-5 禁制品・関連法令 > 外為法第6章・NACCS法・その他特例法 | 難易度：基礎

実務ケース：顧客対応前に担当者間で法令適用を確認している。対象分類は「外為法第6章・NACCS法・その他特例法」。同じ「外為法第6章・NACCS法・その他特例法」に関する二つの確認事項がある。事項Aは「日米地位協定を実施するため、合衆国軍隊等の一定の物品について関税免除など関税法等の特例を定める。」、事項Bは「同法第6章「外国貿易」に係る部分。」。両者を踏まえた整理として最も適切なものはどれか。

ア：Aを採用し、Bは「外為法は通関士試験の対象外である。」と扱う。
イ：Aは「日本とすべての国のEPA税率を定める法律である。」と扱い、Bだけを採用する。
ウ：Aを「日本とすべての国のEPA税率を定める法律である。」、Bを「外為法は通関士試験の対象外である。」と扱う。

エ：A・Bはいずれも採用する。Aは同特例法は日米地位協定の実施のため関税法・関税定率法等の特例を設け、合衆国軍隊の公用物品など一定の物品... Bは通関士試験では、外国為替及び外国貿易法のうち第6章に係る部分が試験科目として明示されている。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。Bについては関税法等の科目に含まれる。
イ：不適切。Aについては日米地位協定実施のための関税等特例法である。
ウ：不適切。Aは日米地位協定実施のための関税等特例法である。 Bは関税法等の科目に含まれる。
エ：適切。A・Bとも各根拠に沿う。A：同特例法は日米地位協定の実施のため関税法・関税定率法等の特例を設け、合衆国軍隊の公用物品など一定の物品に免税規定を置く。 B：通関士試験では、外国為替及び外国貿易法のうち第6章に係る部分が試験科目として明示されている。

総合解説：複数論点を混同せず、それぞれの適用条件を独立して確認する。A：同特例法は日米地位協定の実施のため関税法・関税定率法等の特例を設け、合衆国軍隊の公用物品など一定の物品に免税規定を置く。 B：通関士試験では、外国為替及び外国貿易法のうち第6章に係る部分が試験科目として明示されている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-07-01

0149

1-5 禁制品・関連法令 > 外為法第6章・NACCS法・その他特例法 | 難易度：標準

実務ケース：申告・手続前の最終点検を行っている。対象分類は「外為法第6章・NACCS法・その他特例法」。結論を「条約を実施するため、免税コンテナや国際道路運送手帳等について関税法・関税定率法等の特例を定める。」とした。この結論を支える根拠として最も適切なものはどれか。

ア：この特例法は国際運送の円滑化に関する条約を国内実施するため、コンテナの免税・再輸出期間・保証等の特例を設ける。
イ：国際運送に係る関税法等の特例を定める。
ウ：一定の再輸出期間や用途制限が設けられている。
エ：国際道路運送に関する通関条約である。

答え・解説

正答：ア

ア：この根拠が提示された結論と直接対応する。
イ：別の誤答肢を否定する説明であり、提示結論の根拠としては適切でない。
ウ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。
エ：別の誤答肢に関する説明であり、提示結論を直接支えない。

総合解説：結論と根拠をセットで覚える。この特例法は国際運送の円滑化に関する条約を国内実施するため、コンテナの免税・再輸出期間・保証等の特例を設ける。

0150

1-5 禁制品・関連法令 > 外為法第6章・NACCS法・その他特例法 | 難易度：応用

実務ケース：新人向けの実務研修で判断理由を確認している。対象分類は「外為法第6章・NACCS法・その他特例法」。ATAカルネ特例を理解するを確認する場面で、担当者は候補を四つ挙げた。法令・制度上の条件に照らして採用すべき処理はどれか。

ア：処理案2：ATAカルネは国内で永久消費する貨物の関税を無条件で免除する制度である。
イ：処理案1：政令で定める一定の物品は、保証団体による輸入税保証が記載されたATAカルネを用いて一時輸入等の通関を行うことができる。
ウ：処理案3：ATAカルネは関税率表のHS番号そのものを指す。
エ：処理案4：ATA条約特例法は外為法第48条の輸出許可だけを定める。

答え・解説

正答：イ

ア：採用できない。一時輸入・再輸出を前提とする国際的通関手帳制度である。
イ：採用できる。ATA条約特例法は一時輸入のための通関手帳であるATAカルネを用いた通関・保税運送等の特例を定め、保証団体による輸入税保証の仕組みを伴う。
ウ：採用できない。ATAカルネは通関手帳である。
エ：採用できない。関税法・関税定率法の一時輸入等の特例を定める。

総合解説：条件に合う処理を選ぶ問題である。ATA条約特例法は一時輸入のための通関手帳であるATAカルネを用いた通関・保税運送等の特例を定め、保証団体による輸入税保証の仕組みを伴う。